

平成 2 0 年 3 月 4 日

平成 2 0 年第 1 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成20年第1回(3月)岬町議会定例会第1日会議録

平成20年3月4日(火)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 なし

傍 聴 11名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 嶋 本 良 二
総 務 部 理 事 古 田 正	総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明
企 画 部 長 竹 本 靖 典	住 民 部 長 白 井 保 二
住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂
教 育 部 副 理 事 兼 青 せ 文 せ 所 長 一 本 稔 明	教 育 部 副 理 事 兼 淡 輪 公 民 館 長 谷 口 桂 三

総務部 行財政改革課長	四至本 直 秀	総務部危機管理課長	亀 崎 義 夫
住民部保険年金課長	古 橋 重 和	事業部第二阪和等 プロジェクト推進課長	西 啓 介
教育部指導課長	嶋 坂 美 和		

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	辻 下 一 博	議会事務局主幹 兼 議会係長	竹 下 雅 樹
--------	---------	-------------------	---------

会 期

平成20年3月4日から25日(22日間)

会議録署名議員

10番 岡 本 重 樹 11番 辻 下 文 信

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	諸般の報告
日程4	平成20年度町政運営方針
日程5	会派代表質問
日程6	一般質問

(午前10時00分 開会)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第1回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

10番岡本重樹君、11番辻下文信君、以上の2名の方をお願いします。

辻下正純議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

(副議長と交代)

鍛冶末雄副議長 日程3、「諸般の報告」を行います。

昨日、3月3日、大阪府町村議長会定期総会におきまして、大阪府町村永年在職議会議員表彰を受けられました、辻下正純君の伝達式を行います。

辻下正純君、演壇の前にお越しく下さい。

表彰状

岬町議会議長 辻下正純殿

あなたは20年以上にわたり町村議会議員として議事の進行、発展に貢献されましたので、その功績をたたえ、ここに記念品を贈呈して表彰いたします。

平成20年3月3日

大阪府町村議長会会長 仁部順行

おめでとうございます。(拍手)

引き続きまして、町長から感謝状の贈呈があります。

辻下正純君、町長は演壇前にお越しく下さい。

石田町長

感謝状

辻下正純様

あなたは岬町議会議員として20年の長きにわたり岬町自治の振興と発展に寄与され、地域住民のためにご尽力された功績はまことに多大であります。

よって、ここに深甚なる敬意と感謝の意を表します。

平成20年3月4日

大阪府泉南郡岬町長 石田正弘

本当にお疲れさまでございました。(拍手)

鍛冶末雄副議長 ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終わりましたが、辻下正純君から謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

辻下正純君。

辻下正純議員 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大阪府町村議長会から表彰をいただき、また、町長からも感謝状をいただき、まことに恐縮するとともに、大変光栄に思う次第であります。これもひとえに住民の皆様、議員の皆様、理事者、職員の皆様のご指導、ご鞭撻のたまものと心からお礼申し上げます。

さて、本町の現状を見ますと、これまでにないぐらいに財政状況は逼迫しております。また、企業誘致の実現など重要課題も多く抱えております。もとより微力な私ではありますが、皆様と力を合わせながら危機的な状況を克服し、町の活性化、発展のためにより一層の努力をしまいる所存であります。

今後とも皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

鍛冶末雄副議長 辻下正純君におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでした。今後ともよろしくお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

(議長と交代)

辻下正純議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

石田町長 桜のつぼみも、日ごとその膨らみを増してくる、そのような季節になってまいりました。

おはようございます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

2月は、近年まれに見る寒い気候が続き、本来なら春の到来を手放して喜ぶべきところではありますが、現在では春の訪れイコール花粉症の季節の訪れともなり、お悩みの方も多いことかと思ひます。また、原油高、円高、株安等々が原因で生活必需品の値上げが相次ぐ、家計を直撃する春でございます。また、こういった難しい状況においての季節到来でございますので、春の訪れを手放しては喜べない、そうした状況ともなっております。

そのような中で、住民の皆様の代弁者としてご活躍されております議員各位におかれましては、行政といたしましても、心より深く敬意を表するところでございます。

我々行政と議会の皆様とが車の両輪となって、難しい道のりを脱輪することなく進んでいかなければならない時代でございます。我々も精いっぱい努力をしておりますので、どうぞ議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、平成19年度岬町一般会計補正予算(第4次)の件外補正予算4件、平成20年度岬町一般会計予算の件外当初予算14件、工事請負契約中変更の件(公共下水道汚水管理設工事24-4)1件、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する件外条例を制定する件1件、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正12件、以上でございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

辻下正純議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

辻下正純議長 日程4、「平成20年度町政運営方針」について、町長から説明を求めます。

町長、石田正弘君。

石田町長 議長のお許しを得ましたので、平成20年度岬町町政運営方針を述べさせていただきます。

本町は、平成18年3月に策定をいたしました集中改革プランにおいて、行財政改革の具体策を公表し、指定管理者制度の活用や職員数の削減、事務事業評価の試行など、積極的に改革に取り組んでいるところです。

しかしながら、国においてはねじれ国会の影響などもあり、道路特定財源の取り扱いなど、自治体の財政負担に関する重要な事項が不透明な状況となっていることに加え、大阪府においても橋下知事が、市町村事務を公約に組み入れたり、さらには大阪府の財政非常事態を宣言し、役割分担などについて市町村と話をしていきたいというような発言をされるなど、町だけの努力ではいかんともしがたい要因による影響も考えていかなければならない状況となっております。

また、高齢化社会の進展に伴う住民サービスの充実や、中国産冷凍ギョーザなどに代表される食品の安全問題など、行政の対応すべき課題が多様化する一方で、財政状況はいまだ厳しく、町政の責任者として、限られた財源を適切に必要な行政サービスに投入していかなければならない難しいかじ取りが求められますが、岬町を財政再生団体に転落させないことが、今の私にとっての最重要課題であると考えております。

このようなことを踏まえ、本議会にご提案させていただいております20年度当初予算案におきましては、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の早期健全化基準や財政再生基準を念頭に置き、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しにより、歳出の抑制を図り、重点的、効率的な予算案が編成できたものと考えておりますので、議会の皆様のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成20年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

本町の20年度当初予算案は、歳入面におきましては、都市公園区域の変更に伴うみさき公園の課税により、固定資産税は増加したものの、町民税の減収が予想され、町税はわずかな伸びにとどまっております。

また、譲与税・交付金におきましては、国・府の税収が減り減額となっておりますとともに、地方交付税におきましても、固定資産税の増収分が普通交付税の基準財政収入額に算入されるこ

とにより減収が見込まれ、大変厳しい状況となっております。

一方、歳出面におきましては、行財政改革の取り組みにより人件費や物件費は減少したものの、公債費は昨年に比べてさらに高い水準にあります。扶助費は老人医療府制度分の対象者の減少を反映し、減少傾向にあるものの、国民健康保険特別会計への繰り出しや、新たに創設された後期高齢者医療に伴う負担金が生じるなど、社会保障関係経費が全体としては増加いたしております。加えて、20年度に実施するリサイクル施設整備事業などにより、引き続き多額の財源不足が生じる事態となりました。

この財源不足を補うため、財政調整基金のほとんどを取り崩して必要な財源を確保するという、19年度にも増して非常に厳しい予算案編成となりました。

この事態を打開するためには、今後も関西国際空港2期事業土砂採取跡地の多奈川地区多目的公園や、関西電力多奈川第一発電所跡地への企業誘致を積極的に行い、自主財源の確保に努めるとともに、歳入規模に見合う、かつ真に必要な行政サービスを提供することが可能な弾力性を持つ財政構造に変革することが、本町に与えられた課題だと考えております。

20年度の当初予算案は、次世代を担う子供たちの教育環境や子育て支援施策の充実、後期高齢者医療制度への対応、近い将来発生が懸念される東南海・南海地震への防災対策、地域の活性化に向けた地域整備事業などの重要課題に対しても取り組むなど、限られた財源の中でも「第3次岬町総合計画」に掲げる「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」の実現に積極的に取り組む内容といたしております。

こうして編成いたしました20年度当初予算案は、一般会計63億2,000万円、対前年度比1.1%の減、老人保健特別会計と後期高齢者医療特別会計の影響により特別会計は57億91万1,000円、対前年度比25.7%の減、公営企業会計は12億5,926万8,000円、対前年度比37%の増となりました。

また、一般会計につきましては、20年度は、補償金免除繰上償還に伴い、歳入歳出にそれぞれ2,928万8,000円を計上いたしておりますので、借換債を除いた実質的な予算額は62億9,071万2,000円となっております。これに対する対前年度比は1.6%の減となっております。

それでは、歳出における主な施策の概要につきまして、「第3次岬町総合計画」の5つの施策体系に従いまして、順次ご説明申し上げます。

総合計画における1つ目の柱となります「自然のもとで、安心して暮らせるまち」といたしまして、健康・福祉の分野についてであります。

初めに、「医療費制度」についてご説明申し上げます。

皆様もご承知のとおり、医療保険制度につきましては、安心・信頼の医療の確保と疾病予防を進めるとともに、医療費の急激な負担を緩和し、将来にわたり持続可能な制度とするため、18年6月に抜本的な改革が行われたところです。

20年4月には、超高齢化社会を展望した新たな医療保険体系の実現を目指す後期高齢者医療制度がスタートするなど、本格的な改革が始まることから、制度移行に伴い、住民の皆様にご混乱が生じないよう円滑な制度運営に努めてまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、生活習慣病に着目した新たな特定健診、特定保健指導を円滑かつ着実に実施するとともに、人間ドック助成制度の拡充や訪問指導事業、若年者健診事業等の保健事業を引き続き実施し、被保険者の健康づくりへの意識を高め、医療費の適正化に努めてまいります。

続いて、「高齢福祉・介護保険施策」についてであります。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者の介護予防事業を積極的に実施し、地域に密着した介護予防出前講座により、高齢者に適切な運動や正しい食生活を通じて、健康でいきいきと暮らせる環境づくりを推進するとともに、地域の要援護者等への支援など、さらに充実してまいります。

介護保険につきましては、介護給付の適正化事業を推進するとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における総合的なマネジメントを担い、地域の課題解決に向けて取り組んでまいります。また、20年度におきましては、第3期介護保険事業計画の見直し作業も進めてまいります。

次に、「障害者施策」につきましては、18年度に障害者自立支援法が施行されたことを踏まえ、本町におきましても、「岬町第2次障害者基本計画」と「岬町第1期障害福祉計画」をあわせて策定し、その推進に努めてまいりました。

20年度におきましては、先般設置しました岬町障害者施策推進協議会におきまして、関係機関・団体間の連携を図るとともに、計画の進捗状況を協議会に報告し、点検、評価、ご意見をいただきながら、障害者施策の推進を図るとともに、「岬町障害福祉計画」の見直しを行ってまいります。

また、障害者自立支援特別対策事業として、相談支援の強化を目指して、相談会や戸別訪問等の事業を展開してまいります。

次は、「地域福祉施策」についてです。

本町におきましても、地域の相互扶助機能の弱体化、子育て不安の増大、障害のある本人やそ

の家族の将来不安、ひとり暮らしの高齢者の孤立化などの課題がある中で、家族や行政だけで介護や子育てなどを担うことは困難になりつつあります。

すべての人が、住みなれた地域で、ともに支え合いながら、自立し、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、19年度から、岬町と岬町社会福祉協議会が地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定に共同で取り組んでいるところであります。20年度では、広く住民の参加を求めて、地域での懇談会を開催し、支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。

また、地域の社会資源や人材をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーを引き続き配置し、さまざまな相談サポート事業を実施いたします。

健康ふれあいセンターの管理運営につきましては、18年度から指定管理者制度を導入したところです。施設の老朽化など課題はあるものの、引き続き民間のノウハウを活かしたサービス向上に努め、魅力ある施設運営に取り組んでまいります。

続いて、「保健・住民の健康づくり」につきましては、だれもが安心して子供を生み育てるための環境整備は、ますます重要となっております。すべての新生児を訪問し、育児相談に応じる「こんにちは赤ちゃん事業」を継続するとともに、20年度から、母体や胎児の健康確保のため妊婦健康診査の公費負担の回数を1回から3回にふやして、母子保健の向上と少子化対策の一層の充実を図ります。

また、国の「麻しん排除計画」に基づく5年間の時限措置として、第3期及び第4期の麻しん風しん混合(MR)予防接種を13歳と18歳を対象に、定期接種として実施いたします。

成人の健康づくりとしては、従前からの肝炎検査や各種がん検診のほか、生活習慣病対策として、メタボリックシンドローム予防の新しい概念を導入した特定健診・保健指導の制度が4月からスタートします。国保部門、保健部門、福祉部門の連携強化に努め、受診率の向上に取り組みながら、きめ細かな個別対応による生活習慣改善指導や介護予防プログラムを提供してまいります。

次に、「子育て支援施策」につきましては、乳幼児医療費助成事業において、大阪府の補助基準に準じて実施する制度に加え、乳幼児の通院に対する医療費助成に関しましては、20年度も引き続き大阪府補助基準年齢に1歳プラスして、4歳の誕生日まで医療費の助成を実施し、子育て家庭の支援を行ってまいります。

また、18年度にオープンしました子育て支援センターには、開設以来、子育てをする若いお母さん方の交流の場として、また子育てや育児相談の場として、毎日多数の親子が来所されてい

ます。今後も引き続き支援センターの機能に加え、子育てグループの支援による各種イベントの開催や休日の開設、お父さんのための子育て講座等を定期的で開催するなど、より一層内容の充実を図り、子育て家庭の支援に努めてまいります。

総合計画における2つ目の柱となります「自然にふれあい、心豊かに暮らせるまち」といたしまして、人権・教育・文化の分野についてであります。

初めに、「人権施策」につきましては、本町では、これまで、あらゆる差別のない社会の実現を目指して諸施策を講じてまいりました。最近の傾向といたしましては、インターネットを利用した差別表現の流布や、大量の個人情報の遺漏事件が大きな問題になっております。インターネットの利用に当たっては、使用する側、利用する側のモラルが問われることから、引き続き一人ひとりの意識改革、啓発に努めるとともに、プロバイダーへの削除要請など必要な対策を行い、インターネットが人権侵害の道具として利用されないような取り組みを初め、人権啓発の推進に努めてまいります。

また、「男女共同参画施策」につきましては、岬町男女共同参画プランに基づき、性別に関係なく、個人が自己実現を目指すことのできる社会の実現を目指して、事業を実施しております。今後も引き続きパートナースタッフとして参画していただいている住民の方々とともに、住民主体の取り組みとして、みさきウイッシュ講座の企画・運営を協働で実施してまいります。

次に、「教育施策」についてですが、幼児教育の分野では、住民の皆様からの長年の要望にこたえ、19年度から淡輪幼稚園において3歳児保育を開始いたしましたが、20年度も、私立幼稚園、保育所とも連携し、淡輪幼稚園が核となって、幼児教育支援センター事業を展開してまいります。この事業では、各園所に巡回カウンセラーやアドバイザーを派遣し、子供や保護者のニーズにあった相談活動、支援活動を実施しており、今後も安心して子育てのできる活気あるまちづくりを目指してまいります。

続いて、学校教育の分野におきましては、学校施設は安心して学べる教育環境づくりが重要であるとともに、災害時には地域の人々の避難場所としての役割を果たすことから、防災機能の強化を優先して取り組むこととし、20年度は、多奈川小学校体育館の耐震2次診断を実施してまいります。

また、小・中学校における児童生徒の学力向上に取り組むとともに、小学校における英語教育の充実を目指して、ネイティブスピーカーを配置したり、「小・中学校間いきいきスクール」を活用することによって、「言葉で人とかわる力」の育成や国際理解教育に努めてまいります。

さらに、子供たちが自分で自分の生活を組み立てていく力を育成するため、学校教育と地域教

育協議会がともに「自分組立力」の育成を目標に掲げ、協働した取り組みを進めてまいります。同時に、20年度から給食費の保護者負担を増額することに伴って、保護者の理解が得られるよう、学校給食の一層の充実を図り、食育の推進に努めてまいります。

また、小学校のプール授業につきましては、20年度も岬町健康ふれあいセンターを利用し、専門のインストラクターを配置することによって指導内容を充実させ、小学校卒業までに全員が泳げることを目標に、質の高い授業を行ってまいります。加えて、夏季休業中に、「スイスイ教室」を開催し、泳ぎの苦手な子供の指導にも重点を置いてまいります。

次に、子供の安全施策につきましては、子供たちが、安全に安心して地域や学校で過ごせる安心・安全なまちづくりを目指して、「子ども110番」や「子ども安全デー」の活動、「岬町学校安全ボランティア」の協力による子供たちの見守り活動に積極的に取り組んでまいります。

また、生涯教育施策につきましては、20年4月から、町民体育館を初めとする教育関係施設の利用に関しまして、使用料を定めております。これまでご利用いただいていた団体には負担をおかけすることになりますが、受益に対する負担の公平性について住民の皆様にもご理解をいただき、これからも、身近な生涯スポーツの場、社会教育活動の拠点として、教育関係施設が活用されるよう努めてまいります。

さらに、学校と家庭・地域との連携により、子供たちの健やかな成長をはぐくむ環境をつくるため、地域教育協議会の活動に参画し、支援を行ってまいります。

次に、総合計画における3つ目の柱となります「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」といたしまして、産業・観光の分野についてであります。

初めに、企業誘致でございますが、多奈川地区多目的公園につきましては、19年1月に進出候補事業者を選定し、各進出候補事業者と事業計画書の策定に向けた協議、調整を進めているところです。地元の発展に寄与しつつも、多目的公園や周辺地域と調和のとれた進出が図られるよう、各進出候補事業者と具体的な協議、調整を進めてまいります。

また、多目的公園内の進出候補の決まっていないエリアや、関西電力多奈川第一発電所の跡地などの大規模用地につきましては、今後も、大阪府とも緊密に連携し、岬町にふさわしい企業の誘致に、トップセールスも含めて全力で取り組んでまいります。

次に、多目的公園とともに関西国際空港2期事業に伴う土砂採取事業に関連した事業として、小島地区で整備を進めております海釣り公園につきましては、19年10月に、「とっとパーク小島」として開園し、岬町の新たな観光拠点として活況を呈していることは、大変うれしいことでございます。施設が一部未整備であることから、利用者の方には不便をおかけいたしております。

すが、20年度の完成に向けて、引き続き整備を進めてまいります。

また、海釣り公園に隣接して、大阪府が整備を進めています道路関連施設につきましては、20年の秋に完成する予定であり、完成にあわせて、道の駅の登録申請を行いたいと考えております。

運営面につきましても、指定管理者と協議を行い、「とっとパーク小島」が岬町の観光拠点となり、町の活性化につながる拠点となるよう取り組んでまいります。

さらに、既存産業の振興につきましては、魅力とやりがいのある農業経営の育成と農業経営基盤の強化を図るため、19年度に引き続き、農業経営基盤促進事業に取り組んでまいります。また、農業振興と農地防災の観点から実施しています深日南條上池改修事業につきましては、20年度末の完成を目指して、引き続き改修工事を進めてまいります。また、南條下池地区改修につきましても、19年度から5カ年計画で進めておりまして、20年度も引き続き改修工事に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、農業委員会、実行組合、猟友会を中心に設立された「有害鳥獣対策協議会」により、イノシシやアライグマを駆除していただき、一定の成果が上がっておりますが、被害はまだ続いている状況であり、鳥獣被害防止特措法の活用も検討しながら、20年度も引き続き有害鳥獣の駆除を実施することにより、農業被害の軽減に努めてまいります。

次に、漁業振興施策につきましては、20年度も引き続き、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動に不足している係留施設及び臨港道路等の整備を進めてまいります。また、20年度から府民と漁業者との交流を促進する拠点の形成を目的に、漁港環境整備事業を深日漁港及び小島漁港で実施してまいります。

また、小島漁港の活性化を目指して、国の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業」の交付金制度を利用して、20年度から小島漁港が行う海産物の直販施設等の整備につきましては、町としても必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、総合計画における4つ目の柱となります「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」といたしまして、生活・自然の分野についてであります。

20年7月に北海道洞爺湖で開かれる主要国首脳会議（G8サミット）では、地球温暖化対策など環境問題が最大のテーマとなり、我が国は率先して取り組む方針を示しております。

本町におきましても、環境問題に対して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、つまり、リデュース、リユース、リサイクルという3Rを推進し、資源の消費を減らし、環境への負担が少ない循環型社会を構築していく方針であります。

この循環型社会づくりを進める20年度の取り組みといたしまして、物を修理しながら大切に使い、ごみの発生を抑制することなどを目的に、粗大ごみ、不燃ごみの有料化を実施いたします。

また、プラスチックごみなど、家庭から排出されるごみの大半を占めます容器包装ごみのリサイクルを図ることを目的としたリサイクル施設の整備を行ってまいりますが、この事業予定地に残る旧ごみ焼却場を解体することとしております。

旧ごみ焼却場の解体に当たりましては、周辺環境に影響を与えないよう工事内容の監視を行い、工事施工中の安全に十分配慮して実施いたします。

また、一般家庭ごみ収集の減量化を目的とした「有料化問題」につきましては、引き続き今回の粗大ごみ等の有料化に伴う排出量の推移及び容器包装ごみのリサイクルなどによる減量化の取り組みなどの効果などを見守りながら、有料化の方法や導入時期を判断してまいりたいと考えております。

次に、防災関係についての取り組みですが、住民の皆様への情報発信力の強化と防災情報の共有化を推進するため、18年度より大阪府と府内市町村で取り組んでおります防災情報の共有化を推進するため、「防災情報充実強化事業」として高所カメラの設置を含め、防災力の強化を図ってまいります。

また、近年の複雑多様化する災害から住民の皆様生命・財産を保護するため、常備消防組合の消防力の強化に努め、消防・救急体制のさらなる充実を図るとともに、消防団の消防力の強化におきましては、消防ポンプ車の整備を実施いたします。

東南海・南海地震対策ですが、近畿2府7県、泉南地域5市3町合同による大規模な合同防災訓練の実施、また自治区、消防団、関係機関等により、地域の実情にあった合同訓練の実施等を推進し、地域の防災力の向上に努めてまいります。

さらに、住民の皆様安全で安心できる住環境を提供するため、耐震改修促進計画に基づき、町内の建築物の耐震化を促進するために環境整備を図ってまいります。また、民間住宅の耐震診断を引き続き実施するとともに、20年度からは、新たに耐震診断を受診された建物を対象に、耐震改修補助事業を進めてまいります。

最後に、総合計画における5つ目の柱となります「自然と共生し、便利に暮らせるまち」といたしまして、都市基盤の分野についてであります。

初めに、岬町の魅力をアクセス面から高めるとともに、住民の皆様交通利便性を高める第二阪和国道につきましては、早期供用に向け着実に事業が進められております。岬町内でも工事用進入路の工事が着手されており、20年度からは、いよいよ本線部分の工事も開始されることと

なっております。また、19年度に事業化された深日ランプから和歌山市大谷ランプ間を含めて、淡輪ランプ以南の路線測量も20年度から開始されることとなっており、全線供用に向け、事業が大きく前進することとなりました。淡輪ランプまでの早期供用、さらには和歌山市までの全線供用に向け、地権者や沿道住民の皆様の理解を得ながら、関係機関とともに事業の推進に努めてまいります。

続きまして、町道の整備につきましては、安全かつ円滑な通行を確保するため、引き続き適切な改修や維持補修に努めます。

また、町営住宅につきましては、住宅に困窮している方に対し、健康で文化的な生活を確保するため、安定的な町営住宅の供給に努めるとともに、適正に維持管理を行ってまいります。

水道事業につきましては、引き続き老朽管更新事業及び下水道関連事業を実施するとともに、水質検査計画に基づく適正な水質監視や配水設備の維持を行うことにより、安全な水の安定供給に努めてまいります。

また、経営面では、19年度におきまして、料金の改定を実施いたしましたが、人口の減少や節水型家電の普及に加え、企業規模の縮小などにより、料金収入面において、依然厳しい状況にあり、今後さらに経営努力をしてまいります。

下水道事業につきましては、20年3月末において、人口普及率65%を達成する見込みです。しかしながら、下水道整備には多額の財源が必要なため、一般会計の財政状況との整合性を図りながら、計画的に事業を推進し、住民の皆様のご生活環境の改善、河川及び海域の水質保全に努めてまいります。

また、15年度より着手しました小島地区漁業集落排水事業は、20年度に整備を完了し、供用開始を予定しております。今後も、小島地区の生活排水処理の促進、地域の活性化、環境保全による地場産業の育成を図ってまいります。

また、18年度から大阪府の受託事業として整備が進められている多奈川地区多目的公園の整備につきましては、住民の方々が働き、学び、憩える新しい「さとやま空間」として、20年度も引き続き整備が進められるよう、大阪府に働きかけてまいります。

以上が、平成20年度当初予算案における歳出の主要施策の説明でございます。

私が町長に就任して3度目の予算案編成であります。毎回毎回厳しい財政状況の中での作業でありました。そのたびに職員全員で知恵を出し合い、課題をクリアしてまいりました。

なかなか予算面では石田カラーを出せる状況ではありませんが、予算にあらわれない部分、身体を使うこと、知恵を出すこと、思いやりをあらわすこと、こういった部分では石田カラーを存

分に出して、それぞれの施策の遂行に当たってまいる所存でございます。議員、住民の皆様のご理解、ご支援をお願いいたしまして、私の町政運営方針とさせていただきます。

辻下正純議長 町長の説明が終わりました。

暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 それでは、暫時休憩します。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時46分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

辻下正純議長 日程5、「会派代表質問」を行います。

質問を許可します。公明党、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、公明党会派を代表して、質問させていただきます。

行財政改革、福祉、子育て支援、男女共同参画社会、教育、環境の順番でさせていただきます。

最初に、行財政改革についてですが、地方自治体財政健全化法が昨年成立し、本年4月に施行されます。地方公共団体の財政の健全化に資するための5つの指標、健全化判断比率が定められており、早期健全化の基準に達した場合は、財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化を行わなければなりません。また、財政再生基準に達した場合は、財政再生計画を定め、国の管理下で確実な財政再建を行わなければなりません。当町の財政は非常に厳しく、基金も底をついてきている状況下において、今後はどのようなことを想定しているのでしょうか、お尋ねします。

また、先ほどの町政運営方針の中で、岬町財政再生団体に転落させないためにも、限られた財源を適切に必要な行政サービスに投入していかなければならない難しいかじ取りが求められます。歳入規模に見合い、かつ真に必要な行政サービスを提供することが可能な弾力性を持つ財政構造に変革することが本町に与えられた課題だと考えておりますとありましたが、企業誘致の推進を積極的にするなど、収入増への努力は当然のこととして、歳入規模に見合い、かつ必要な行政サ

サービスの提供とは、今現在実施されている事業を見直すことだと思うのですが、具体的には、どのように考えているのでしょうか、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、福祉についてですが、最初に、高齢者支援施策の充実についてですが、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険制度が創設され9年目を迎え、理解の深まりとともに、介護サービスを利用する受給者がふえております。当然のことではありますが、保険料にはね返り、岬町は18年度の保険料改定では、府下第1位でありました。その上、18年度の税制改正の影響を受け、住民税非課税から課税になった方は、保険料負担割合がかなり上昇しております。18年、19年度は激変緩和措置を講じて配慮してきましたが、20年度においては、保険者の判断により激変緩和措置を継続できるとなっております。当町においてはどのように判断されるのでしょうか。

また、3年ごとの見直しで、21年度は新たに算定されますが、保険料がまだまだふえるのかと、高齢者の方はひやひやしております。21年度の対応についても、20年度激変緩和措置を継続した保険者において、税制改正の影響を受けた者の保険料が、21年度に大幅に上昇することのないよう、新たな多段階設定による恒久的措置を採用するよう言われております。この点について、どのように考えておられるのでしょうか。

また、サービス給付額が保険料の算定基準になることをさらに周知、徹底することが非常に大事だと思います。真に必要なサービスを受けるとの一人一人の意識改革で、むだな負担も軽減されると思いますが、その点、いかがでしょうか、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、災害時要援護者支援対策の取り組みについてですが、災害時に、みずからの身を守ることが困難である高齢者や障害者と要援護者を適切に避難させる体制を整備することが喫緊の課題であります。平成18年3月、政府の中央防災会議において、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示され、具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市区町村に要請しております。取り組むべき避難支援対策として、1、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局もしくは避難支援プラン策定関係部局、関係機関等から成る検討委員会と定期的な協議の場を設置しているか。2、平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして、要援護支援者支援班などを設置しているか。3、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているか。4、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等について、防災関係部局で把握しているか。5、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リスト等を活用し、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているか。6、平常時からの要援護者情報の収集、共有の方法として、どのような

方式で行うか決めているか。7、地域防災計画に、災害時要援護者の避難支援について定められているか。8、避難支援プランは策定されているか。以上、8項目にわたり示されておりますが、当町の場合は、高齢者、特に独居の高齢者が非常に多いです。そのこともかんがみ、万全の体制をとることが喫緊の課題と考えておりますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て支援施策の充実についてですが、過日、当町におきましても痛ましい事件が起こり、心を痛めている一人であります。子供を守る地域ネットワーク機能強化事業として、当町においても要保護児童対策地域協議会が18年3月より設置されておりますが、現実にはどのような機能が果たされているのでしょうか。また、平成18年10月より子育て支援センターが開設されておりますが、利用者が徐々にふえているとはいえ、存在を知らない人も多いのではないのでしょうか。子育ての情報発信の場である子育て拠点としての位置づけを明確にし、住民が利用しやすいよう、さらなる充実の必要性を感じますが、この点についてお尋ねいたします。

次に、5歳児健診の推進についてですが、現在、乳幼児健康診査は、母子保健法により市町村が乳幼児に対して行っております。通常、健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診となります。実は、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前までの健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は、対応がおくれると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく、子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状もあります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診で9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとされております。この5歳児健診については、全国的には取り組み実施しているところがあります。子育て支援施策の充実に積極的に取り組む当町としても、5歳児健診の導入を推進できないもののでしょうか、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、男女共同参画社会についてですが、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会であ

る男女共同参画社会について、地方公共団体の責務として、1、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。2、地域の特徴を生かした施策の展開とあります。いつも提案していることではありますが、男女共同参画社会を推進するためには、速やかに条例を制定することが必要不可欠であります。

また、女性特有の相談について、窓口の設置をしてほしいとの住民の声が多々あります。女性専門の相談窓口を設置できないものでしょうか。配偶者からの暴力であるDVの相談などは、専門の相談員でなければアドバイスができないと思います。また、DVが児童虐待につながることをかんがみても、早期に設置すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

次、教育についてですが、学校教育の充実について、昨年4月に、全国で実施された学力テストの結果が、大阪府はワースト3ということで、非常に物議を醸しているのですが、当町における現状はどうでしょうか。また、この結果の分析及び次への課題、取り組みを教えてください。

次に、放課後子どもプランの推進についてですが、昨年3月の会派代表質問でも質問させていただいたのですが、これは教育委員会が主導して、福祉部門と緊密な連携を図り、原則として、すべての小学校区で、放課後等の子供の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施することとなっております。文部科学省の放課後教室推進事業、すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに、勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進すると、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、共働き家庭など留守家族のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。この2つの事業を一本化して行われるのですが、特にソフト面として、学習支援の充実が掲げられております。

私は、昨年3月の質問で、教育の分野にまで及んでいる格差問題の解決のためにも、積極的に取り組んでほしいと要望しましたが、どのようにその後取り組まれているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、学校教育で核になるのは、子供たちをはぐくむ教職員だと思います。学力の向上はもちろんですが、人間性豊かな子供の成長を望むときには、指導する教師の資質の向上も問われると思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

次に、特別支援教育についてですが、障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別な配慮のもとに適切な教育を行う必要があるとの定義づけから、平成19年4月から児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、盲・聾・養護学校の制度から複数の障

害種別を対象することができる特別支援学校の制度に転換されました。また、小・中学校における従来の特殊学校は、特別支援学級に改称されました。

通教による指導では、小・中学校の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、ほとんどの授業、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、週に1回から8回、障害に基づく種々の困難の改善、克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態と示されておりますが、特別支援教育の推進について、どのように考えているのか、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、環境についてですが、循環型社会の推進について。当町においても、4月から粗大ごみ等の収集が有料化されます。ごみを減量するための1つの方策と聞いておりますが、この有料化に伴って不法投棄が増加するのではとの危惧する声があります。不法投棄対策についてどのようにされるのでしょうか。また、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの推進を通じて、適正な資源循環を目指す循環型社会を推進するリサイクル施設を整備すると聞いておりますが、具体的にはどのように整備されるのか、お尋ねいたします。

また、本年7月には、北海道洞爺湖でサミットが開かれることから、地球温暖化防止を目指し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が注目されておりますが、数値目標達成が非常に厳しい状況であります。環境問題を考えたときには、一人一人が身近にできることから取り組み、意識を変えていかなければと思います。各自治体においてはさまざまな取り組みがなされております。泉大津市では、20年度予算に住宅用太陽光新設に補助金制度を設けるとありました。当町でもこのことについて考えられないでしょうか、当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。明解なる答弁、どうかよろしくお願いたします。

辻下正純議長 ただいまの代表質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

石田町長 川端議員の会派代表質問にお答えさせていただきますが、非常に多岐にわたっておりますので、まず、私の方から行財政改革、これにつきましてはお答えさせていただきます、あと、福祉、子育て支援、これにつきましては非常に内容が専門的になっておりますし、数値等々も出てきますので、私の方から、特に要保護ネットのご質問もございまして、今回の本町におきます乳児の虐待事件に関しましての私の見解を述べさせていただいた後、福祉部長の方から、詳細についてはご答弁させていただきたいと思っております。あと、男女共同参画社会につきましては私の方から、そして環境も私の方からお答えさせていただきますが、教育につきましては、学習支援とか教師の資質の問題等もご質問されておりますので、これは教育の特殊性を守る立場からも、

私からよりは教育長からの答弁の方が適切かと思しますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、まず行財政改革についてでございますけども、今般の財政健全化法における5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そしてまた将来負担比率、資金不足比率という5つの指標があるんですけども、今後、本町が注意すべき指標というのは、普通会計ベースの赤字比率が基準なる実質赤字比率、これと住宅用地造成事業特別会計の資金不足比率、この2つかと思っております。

予算編成上の課題となっております公債費につきましては、現在予定されている公債の発行状況などを考慮しても、実質公債費比率の早期健全化基準である25%を超えない見込みで、我々は考えております。また、将来負担比率についても、早期健全化基準の350%よりも相当低い水準になると見込まれております。収支見通しにつきましては、現在のところ、今後、財政状況に影響を及ぼすと想定される事項を事務的に考慮して試算したところ、平成22年度に標準財政規模の15%に当たる6億円を上回る累積赤字、これが想定されておまして、早期健全化基準、いわゆるイエローカードに該当し、財政健全化計画を策定した自主的な改善努力が必要になると見込まれております。また、早期健全化による改善がなされなかった場合には、平成23年度に累積赤字額が8億円を超え、財政再生基準、いわゆるレッドカードに該当し、第二の夕張として国の管理下での財政再生に取り組まねばならないというふうに見込まれております。

さらに、町政運営方針でも冒頭に申し上げましたけれども、道路特定財源の取り扱い等に関する影響や橋下知事のもと進められている大阪府の行財政改革の動向によっては、この見通しを上回るペースで、早期健全化基準等に該当することも考えられる状況にはなっております。

このようなことから、最も重要な課題は実質赤字比率の改善、すなわち一般会計における収支の均衡を図ってまいることと考えております。

そのため、私は歳入規模に見合う、かつ真に必要な行政サービスを提供することが可能な弾力性を持つ財政構造に変革することが、本町に与えられた課題との認識のもと、平成20年度からは、さらなる人件費の削減に加えて、今後、例えば給食センター民営化や淡輪公民館の指定管理者制度の導入を、議会や住民の皆様のご意見を伺いながら積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、コミュニティバスやピアツツァ5などについても、行政サービスとして必要なレベル、コストの負担のあり方について、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

将来の予測が困難な時期にあり、今後、岬町のトップとして、今までにない厳しい政治判断が

必要な場面も出てくると思いますが、本年1月から特別職と部長をメンバーとした政策調整会議を設置したところであり、町行政が一丸となって岬町を財政再生団体に転落させてはならないという決意のもと、従来にも増した厳しい行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援施策の質問の中で、議員の方から、岬町要保護児童対策地域協議会、いわゆる要保護ネットのご質問もございましたが、その中で、特に今回、岬町での乳児死亡事件について、私の方から一言述べさせていただきたいと思っております。

今回の乳児死亡事件は、岸和田子ども家庭センターへの病院からの通報によって、子ども家庭センターの児童相談員が戸別訪問し、状況を把握し、そこからケース検討会議の開催依頼が本町の方にございました。そして、2月22日にその会議を開催する予定であったところ、2月16日に亡くなられたという報告がございました。

このような虐待によると見られる死亡事件が本町で発生したことにつきましては、本当に残念でもあり、私も、早速、2月17日には大阪府の福祉部長と、この件について会談をして、大阪府だけでなく、岬町と連携して、どのような行動がこれからとれるのかということをお話してまいりましたし、2月21日には橋下知事ともこの件についてお話をし、知事の方からは、早速にガイドラインの変更等の検討を指示したという素早い行動もご報告いただいたところでございます。このように、大阪府と岬町ともっと緊密に連携して、二度とこのようなことが起こらないようにしていきたいと、再度、知事また福祉部長に要望したところでございます。

今後、このようなとうとい命が失われることのないよう、また、幼い身体や心が傷つけられることのないように、大阪府では、有識者による点検・検討会議で、今回の事件や寝屋川での虐待事件を契機に、児童相談員の行動のあり方や保護の対応について検討されると聞いております。

本町におきましても、それらを注目しながら、岸和田子ども家庭センターと連携を密にして、地域との関係機関との連携強化とケース検討会議の充実を図って、早期発見、早期対応を行ってまいりたいと思っております。二度とこのようなことが起こらないように、我々も鋭意努力していきたいと思っております。

続きまして、男女共同参画についてでございますが、この男女共同参画社会推進条例の制定につきましては、本町におきましては、平成15年3月に男女共同参画社会を実現するための施策の指針となる岬町男女共同参画プラン、いわゆるウィッシュプランを策定して、現在、このプランに基づいて実施計画を遂行しているところでございます。

そして、議員のご質問の男女共同参画推進条例の制定の件についてでございますが、平成11年6月に施行されました男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理

念と、その方向を明らかにしております。この基本法を踏まえながら、それぞれの地域の特性に応じた施策を推進するための根拠を明確にするため、ふだんにおいて条例制定の検討等が進められているところであります。

平成19年4月1日現在では、府内で12市2町の市町が男女共同参画に関する条例を制定しております。本町におきましても、このような法の趣旨及び本町における状況を踏まえ、だれもが性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるための根拠となる条例の制定につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。具体的には、策定に向けて住民の皆さんを主体とした懇話会的な組織を20年度中にまず設置してまいりたいと考えております。

次に、女性相談窓口の設置についてであります。ウイッシュプランでは、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進することとし、その具体策として相談体制の整備を挙げしております。

女性の相談内容は、配偶者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスや職場などでの嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメント、身体のこと、また子育てのことなど多岐にわたっていることから、女性特有のさまざまな悩みの相談に対して的確に対応しなければならず、そのために経験豊かな専門のカウンセラーが必要であることは十分理解いたしております。

しかしながら、本町独自で相談窓口を開設することとなりますと、今日の厳しい財政状況の中で、専門のカウンセラーへの委託というのはなかなか厳しい状況でございます。そこで、まず女性の総合的な相談窓口を人権推進課に設置し、相談に訪れた方を適切に必要な機関につないでいくといったサポート体制を整えていきたいと考えております。

最後に、私の方からは、環境についてお答えさせていただきたいと思っております。

循環型社会の推進についてでございますが、議員のご質問にもございましたように、本町は、本年4月から粗大ごみ等の収集を有料化いたします。この有料化は、物を繰り返し大切に使うことによって、ごみをつくらない、また、ごみを出さないようにする動機付けとなり、その結果、ごみの排出抑制につながることを目的としております。

この有料化の導入により、ご指摘のとおり、粗大ごみなどの不法投棄件数の増加が懸念されますが、本町では、この不法投棄対策として、従前から啓発看板の設置や重点監視区域のパトロールを泉南警察署に依頼しているところでありますが、今年度からさらに監視対策を強化するため、ソーラー防犯灯及び監視カメラの設置を、また、公用車を不法投棄パトロール車とするため、マグネットつき表示板の設置を行うことによって、不法投棄の監視を行うこととしております。既

に多くの公用車にこの表示も取りつけております。

こうした本町の取り組みに加え、不法投棄の監視には、全町的な取り組みが必要と考えており、自治区長、PTA、郵便局、農協などが所有する車両に、「不法投棄パトロール中」のシールを配布するなど、各種団体の協力を得ながら、監視活動を進めてまいりたいと考えております。

また、不法投棄箇所の早期の把握、また不法投棄の再発を防止するため、土地所有者への不法投棄防止対策を依頼する取り組みも重要と考えております。

さらに、既に不法投棄された土地所有者に対しては、町として取り組むことができる対応策を今後検討してまいりたいと考えております。

次に、リサイクル施設の事業概要などについてであります。さきの厚生委員会などでも若干説明させていただきましたが、老朽化により煙突の倒壊のおそれがあります旧のごみ焼却場、これを解体いたしまして、その跡地に、容器包装リサイクル法に適合した容器包装ごみの分別を行うリサイクル施設の建設を予定いたしております。この施設におきましては、容器包装ごみ分別作業や保管を行う区域、それと粗大ごみなどの不要品交換会や環境教育などが開催できる会議区域を併設した施設とする予定でございます。

具体的な内容としては、現在、美化センターの倉庫内に設置していますペットボトルを圧縮梱包する機械がございますが、これをリサイクル施設に移設し、その圧縮梱包作業と保管管理を行う予定であります。また、空き缶、空き瓶等の分別を容器リサイクル法が定める材質別、あるいは色別などの確に分別することにより、資源化率を高める分別作業をあわせて行いたいと考えております。

次に、課題となっておりますプラスチックごみの分別収集でございますが、これを平成21年度から実施したいと考えており、このプラスチックごみの圧縮・梱包処理もこの施設で実施したいと考えているところでございます。こうしたリサイクル施設で予定する業務内容は、資源ごみのリサイクルの推進を、また住民の皆さんの環境意識の向上を図るための事業活動として予定いたしております。今後、こうした事業内容の詳細が決まり次第、議会の皆様にご説明させていただく予定でございます。

次に、太陽光発電システムの補助制度についてでございますが、地球温暖化防止を推進し、二酸化炭素排出量の抑制に効果的な太陽光発電の普及啓発を図ることを目的にして、太陽光発電システムの設置に支援を行う市町村というのがふえてきております。市町村独自で補助金制度などの支援措置を導入する団体は、太陽光発電システムの設置に係る国庫補助金制度が、原則的に廃止されたことなどを要因に、平成18年度末においては300団体を超過しており、今後も増加す

る傾向と聞き及んでおります。

また、大阪府内では、泉大津市及び茨木市の2団体が既に導入を行っており、泉大津市では、出力1キロワット当たり3万円、上限12万円の補助金制度を発足いたしております。

さらに、本年7月に開催予定の洞爺湖サミットにおいて地球温暖化対策が重要課題となるなど、二酸化炭素排出量の抑制が急務となっており、クリーンで無尽蔵な自然エネルギーを利用する太陽光発電は、私たちが毎日できる環境保護対策であるということは認識いたしております。

こうした状況の中、本町では、今後、太陽光発電システム補助制度に関する住民の皆様のニーズの実態、また、この補助制度の導入に伴う環境面での経済効果及び本町の財政状況などを踏まえながら、補助制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 それでは、私の方からは、高齢者支援施策、子育て支援施策についてご答弁申し上げます。

まず、高齢者支援施策の中の介護保険についてであります。1点目の介護保険料の激変緩和措置です。介護保険料につきましては、平成17年度の税制改正により、従来非課税であった方が課税になったため、介護保険料の負担が大幅に上昇する方が発生し、そのような方を対象にして、これまで激変緩和措置を実施してまいったところであります。

この激変緩和措置は、平成19年度で終了の予定でした。国において、高齢者の負担増加に対する支援措置として、保険者の判断で、平成20年度においても平成19年度と同等の介護保険料の激変緩和措置を実施することができるとされましたので、本町においても、支援施策の1つとして、介護保険料の負担を少しでも緩和するため、激変緩和措置を平成20年度においても引き続き実施するべく、本3月議会に条例改正案を上程しているところであります。

2点目の介護保険計画での次期介護保険料についてであります。介護保険の事業計画は、3年を1期として、介護給付総額の19%を保険料として算定しているところであります。本町におきましては、平成18年度から地域包括支援センターを設置し、認知症や寝たきりなどの要支援、要介護状態を予防するため、健康運動「元気でまっせ体操」による健康づくりや食事面の栄養教室などの介護予防事業を推進するとともに、受給者が真に必要なサービスが提供されているか等を検証するため、介護給付適正化事業等を実施するなどの取り組みを行ってきました。

これらの取り組みや報酬単価の引き下げの影響もありました。給付の状況は、平成18年度決算において、総給付費は事業計画比の90.3%になっており、平成19年度においても、給付

費は計画値を下回ると思われ、次期事業計画の平成21年度から23年度の介護保険料については、現段階では横ばい状態になると見込んでおります。

また、現在、基金には約4,100万円の積立金があり、平成19年度決算においても若干の黒字が予想されます。この基金の一部を次期保険料算定へ繰り入れることも視野に入れながら、次期保険料が高くならないように努力していきたいと考えているところです。

次に、3点目の介護保険の適正な利用についてですけれども、これには事業者の請求の適正化と、利用者の状況に見合った適切なサービスの提供の2つの側面があります。

その対策としましては、1つには、不適切な給付請求の適正化の徹底、2点目には、給付を受けている人の認定度のチェックにより、悪化している人に対しては、その原因を調べ、適切なケアプランの改善を指導していく、3点目には、介護保険を適切に利用していただくためのPR、4点目には、介護を現時点では必要としないが、このまま放置すると介護が必要となる虚弱高齢者への健康体操教室等への事業展開や介護予防事業の普及、この4つを組み合わせることとし、適正化事業の数値目標やそれを達成するための執行体制の確保と、高齢者やその家族の相談や心配に対応する体制である地域包括支援センターの機能を強化していきたいと考え、平成20年度予算にも反映させているところであります。また、一般住民の方に対しても、パンフレットや広報紙での介護保険特集について検討していきたいと考えています。

高齢者支援施策の2点目の災害時の要援護者支援対策の取り組み状況についてであります。

まず、岬町内においては、平成19年12月末時点で、独居高齢者の数は1,338人、岬町の高齢者5,023人中26.6%を占めています。この災害時要援護者支援の取り組みについては、過去からも個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護法の施行に伴い、関係機関との連携がスムーズに行えない状況にありました。しかし、高齢化の進展と家族機能の変化等に伴い、独居高齢者もさらに増加することから、まず、居住地区での住民の皆さんの自発的な調査活動と、それをもとにした支援活動が不可欠と考えられます。

そこで、現在、淡輪1区をモデル地区として、ひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの夫婦世帯、障害者、子育て家庭等の要援護者に対しての災害時における安否確認の取り組み等の支援について、居住の現地でどうするのかを自治区役員、長生会役員、民生委員の方々に呼びかけ、そこに行政も参画して話し合い、既に実態調査を行い、現在、このデータをどうしたら有効活用できるかを話し合ってもらっているところであります。

今後は、このモデル地区での話し合いをさらに進めていって、その経験を生かして他の地区にも広げていき、支援の始めは隣近所から、支援者と要援護者の日常の関係づくりからという基本

的な考え方で、実際の災害時に役立つプランを作成していく方針で進めていきたいと考えています。

次に、子育て支援の第1点目の、いわゆる要保護ネットの活動状況についてであります。

岬町要保護児童対策地域協議会は、平成18年3月、要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護及び保健所、岸和田子ども家庭センター、泉南警察、医師会、障害者施設、消防、教育委員会、学校、保育所等の20の関係機関を構成メンバーとして、円滑な連携及び協力の確保を図るために設立したところであります。

事業内容としましては、要保護児童の実態把握、具体的支援の内容協議、発見からサポートに至るシステムの検討、情報交換及び連絡調整、児童虐待の予防等に係る要保護児童問題の啓発活動が主な内容となっており、代表者会議を年1回開催し、総括的な事項を協議しております。この協議会の代表者会議の下部組織としまして、実務者会議があります。そこでは、年3回の会議を開催し、情報交換、実態把握、啓発活動を行っています。

さらに、その実務者会議の下部組織として、ケース検討会議があります。ここでは、個別の要保護児童に関する具体的な保護及び支援の内容を検討するために、そのケースに見合った関係機関が集まって会議を開催し、適切な見守りや支援等を行うために、関係する機関の協力をいただいているところであります。協議会を設立してちょうど2年が経過しますが、その間にケース検討会議に挙げた事案は13件です。この13件のうち、虐待あるいは虐待の疑いがあるという事案については6件に上っております。

次に、子育て支援センターを活用していくシステムづくりについてであります。このシステムづくりにつきましては、地域及び関係機関と連絡を密にして連携をとり合って、そのシステムづくりを徐々に高めていこうと努力しているところであります。

現在、毎月1回、保健センターの保健師による乳幼児相談あるいは育児相談を実施し、また、支援センターからも2名の保育士が、毎月第4火曜日に遊びの紹介や支援センターの紹介を兼ねて、保健センターへ出前保育を行っているところです。さらには毎週火曜日には、保健所の看護師による育児相談や身体測定を実施しています。

また、ボランティアグループ子育てネットワークは、週5回実施のつどいの広場のうちの週2回を担当し、それに加え、ベビーマッサージや親子体操の保育講座を年間20回開催しています。また、別の保育ボランティアによるおもちゃの修理をするおもちゃの病院も、この12月から定期的に開催しているところであります。

平成20年度は、ご提案の趣旨を生かし、子育て講座、保育講座の充実と父親参加の講座の開

設、保健センターでの乳幼児健診時の出前保育を望海坂の方へも出向いて行うなど、親子で楽しめるイベントを数多く開催していくとともに、不適切な保育や、無関心、ネグレクト等を早期に発見できる場づくり、各関係機関と連携を密にした幅広い子育てのためのネットワークづくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、子育て支援の3点目の5歳児健診の推進についてであります。まず、乳幼児期の健診の岬町の現状についてご説明します。

現在、自治体が公費で行う健診については、乳児期の1カ月、4カ月、10カ月の時期にそれぞれ個別または集団で実施しております。幼児期では1歳半と3歳半に保健センターで集団健診として実施しているところです。また、保育所においては、毎年、入所児全員に対して年4回の健診を行い、幼稚園では毎年春に全園児を対象とした健診を、さらにご指摘のとおり、6歳児に対しては就学前健診が行われているところであります。

さらに、サポートの必要な幼児や保護者には、保健・福祉・教育の各機関が連携した支援に努めております。保健センターでは、3歳半健診以降も発育・発達面、育児面でのフォローの必要な幼児には、定期的に発達クリニックや発達相談を勧奨し、保護者への助言や相談に対応しています。また、保育所や幼稚園と連携し、就園児につきましては、保健師、発達心理士による巡回相談に出向き、集団の中での子供の様子を見て、一人一人の子供に応じたかわりができるよう、アドバイスを行っています。教育機関との連携では、就学前後の発達支援が連続してできるように、就学後も保健センターでの発達相談日を設定しています。

ご質問の5歳児健診については、まだ法的な位置づけが明確ではなく、大阪府府下でも実施している市町村はありません。他府県でモデル事業や先進地事例として実施し、3歳半健診で把握されなかった軽度発達障害児の把握や育児支援の場として非常に有効であったという報告がある一方で、専門職確保など幾つかの課題も示されております。

そこで、ご提案の5歳児健診は、今後も国の動向や先進地の報告等に注目しながら検討してまいりたいと考えています。また、ご提案の趣旨を今できることに反映させるべく、現状の岬町の保健センターでの集団健診、発達クリニックや相談、各診療所での個別健診、保育所・幼稚園での定期的な健診、それらを横断する巡回相談という発達支援体制の延長上に、さらに実効性のある施策として、春の保育所・幼稚園の園児健診時にあわせて、5歳児の保護者を対象したアンケート健診を行い、発達相談等につなげていくことが実施できるように、本年春の実施を検討してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

辻下正純議長 次に、田中教育長。

田中教育長 川端議員の学校教育の充実に向けての4点のご質問にお答えいたします。

第1点目の平成19年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、岬町はおおむね大阪府の平均レベルでございました。その中で、小・中学校とも、基礎と活用に分けますと、活用の方に課題があることがわかりました。

各校におきましては、今回の学力テストの学習状況調査を把握・分析することによりまして、成果と課題を検証し、改善を図っているところでございます。岬町教育委員会といたしましても、来年度はレベルアップができるよう、各学校に指導しております。

また、児童・生徒のアンケート調査からは、基本的な生活習慣のうち、早く起き、朝ご飯を毎日食べ、早く学校へ行き、早く寝ると答えた率が高く、昨年度から、「早寝・早起き・朝ご飯運動」を町を挙げて取り組んでいる成果だと考えられます。

しかし、家庭学習では、ふだんの日や休日において全く学習しない率が非常に高く、予習、復習においても課題があるという結果が出ております。授業を受ける姿勢はよいが、学ぶ意欲や学習習慣に課題があるので、今後、中学校区で学校と家庭、地域が一体となった取り組みを進めていく必要があると考えております。

続きまして、2点目の放課後子ども教室推進事業の活用状況についてご説明いたします。

本事業は、地域の人々の参画、協力を得て、子供を主体とした体験、交流活動等の活性化を図ることによりまして、地域社会が一体となって、子供の豊かな成長をはぐくむ取り組みを推進するものでございます。

岬町におきましては、各小学校の児童を対象に、放課後対策として、各校に学習アドバイザーを配置し、週に2回程度、放課後学習を実施し、学校教育との連携を図りながら学習活動を支援しているところでございます。

各小学校では、教職員と学習アドバイザーが連携しながら、学習内容を補充するとともに、家庭学習が定着するための支援を行うなど、昨年の9月末より継続的に実施しているところでございます。

家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子供たちに学習機会を提供し、学習意欲の向上が高められるよう、今後、学習支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

教員の資質向上についての質問にお答えいたします。

教職員は、教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼にこたえられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会に対応するための知識・技能や国際社

会で必要とされる資質能力等の向上を図っていくことが重要でございます。

本町におきましては、教職員の評価・育成システムを導入し、その円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力向上と学校活性化に努めているところでございます。

また、国におきましては、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立によりまして、教育免許更新制が平成21年4月1日より導入されることになりました。趣旨では、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能の習得を図る制度として導入されるものでございます。

岬町の各幼・小・中学校においては、職務能力向上が望まれる教職員に対して、教職員としての指導力や資質等の向上を図ることを目的として、岬町教育委員会が実施する研修等について必要な事項を定めた教職員の職務能力向上研修要綱を策定しているところでございます。教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、教職員の資質向上を図るとともに、社会の尊敬と信頼を得ることを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、最後の4点目の特別支援教育についてご説明いたします。

特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的なおくれない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校園において実施されるものであります。本町におきましても、特別支援教育の推進に向けて、障害の理解と支援の実際について教職員研修等を行い、各校におきましては、特別支援教育における基盤整備と校内支援体制の確立に向け、積極的に取り組みを進めているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、保護者の願いや本人の主体性や選択制を最大限尊重し、一人一人の教育的ニーズに応じた就学の実現に努めているところでございます。介助の必要な児童に対して、手助けをする介助員も、今年度、6名配置しているところでございます。

今後も、ノーマライゼーションの理念のもと、ともに学び、ともに育つ教育を基本とし、障害のある児童・生徒等の社会参加と自立を目指す教育を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 川端議員。

川端啓子議員 ありがとうございます。

済みません。町長に2点質問させていただきたいんですけども。行財政改革で、今現在、実施している事業を見直しということも考えらなあかんで、そうやってきたときに、住民さんからかなりいろんなことあると思うんですよ。その辺、どんなふうに住民さんに、とにかく理解を求められないいけないので、どのような理解を求める方法としていくのかということ1点と、あと、教育についてなんですけども、学力テストの結果が、今回、岬町は大阪府の平均やったということで、それで現場の先生方は、次、来年度に向けてすごい努力されているということ、今お聞きしたんですけども。町長としては、これについて、どんなふうにしていこうとか、何か状況、また、これについてびっくりされたかどうかとか、その辺のところをちょっとお尋ねします。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 まず、1点目の住民の皆さんの周知ということでございますが、これにつきましては、先般、橋下知事との懇談のときも申し上げたこともあり、そしてまた、この本会議でも議員の方からのご質問にもお答えさせていただいたところあるんですけども。それは何かといいますと、財政非常事態宣言を出す。これの、私はずっと出さないと申しているのに関連するんですけども、財政非常事態宣言を出してしまうと、その言葉だけがひとり歩きをして、財政非常事態宣言を出したんだから、このサービスはここまでですよ、これだけまた負担はお願いしますよという形になってしまいがちになるのではないかなということから、私は財政非常事態宣言は出さないと申すことは、振り返ってみるといふか、逆な形からすれば、本来の意味からすれば、十分な説明をしていくということの私の決意でございます。

したがいまして、ずっとやっております町政報告とか、あるいは住民さんの懇談会とかいう形で、どんどんどんどん私自身も住民の皆さんのところに出向いて行って、いろんな説明を十二分にしていきたいという気持ちで、今後も進めていきたいと思っております。

2点目の教育につきましては、余り私の方から細かいことは言えないんですけども。ただ、私が就任してから2点だけ教育委員会の方にはお願いしたことがございます。それは、1つは、基礎学力の向上。これは学力というのは、単にテストでいい点をとるというだけではないんですけども、ただ基礎学力が高いということは、これ邪魔にはなりませんから、どんどんどんどんやっぱり高めていただきたい。これについては強くお願い申したところがございます。

もう1つは、相反するかもしれませんが、非常に野性的な生活力のある子供たちにも育ててほしい。この2点だけを教育委員会の方にはお願いいたしております。その2つに向けて、教育委員会の方でも、鋭意努力されてくださっていると思っておりますので、その辺は教育長を初め教育部長に、私は全幅の信頼を置いているところでございます。

以上でございます。

川端啓子議員 質問を終わります。ありがとうございました。

辻下正純議長 公明党、川端啓子君の代表質問が終わりました。

これをもって、会派代表質問を終わります。

辻下正純議長 日程6、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、反保多喜男君。

反保多喜男議員 議長のお許しを得ましたので、深日の漁港周辺の異臭問題について、一般質問を行います。

深日漁港の周辺の悪臭につきまして、漁港周辺の住民の方から、風向きによって異臭がするという連絡を受けました。これからだんだん寒くなっていく11月の上旬でございました。町の方に連絡をいたしましたら、既に周辺の方からの苦情、そしてまた、中出区長さんの要望が、既に町の方で出てまして、下水道課の方も現地へ調査に行っておりますと、そういうことでございます。それが寒くなってくる11月の上旬でございました。発生場所といたしまして、深日の漁港の埋め立ての中に、大阪府はトンネル状の長い水路が設置されている。その中のますから異臭が出ていると、発生場所自体はそういう場所です。そのにおい自体は、異臭どころか、温泉が沸き出たような、そういうすごいにおいが漂っておりました。このますの中に泥だめがあって、その泥だめから、泥がたまった堆積物から異臭が出ているんだろうと、そういう思いの中で、町の下水道課の方あるいは大阪府の港湾の方、合同で11月の寒い夜中のさなかに、海水を水路の上流に当たる場所に注水をして、それで異臭を和らげようと、そういう方策をとりました。非常に夜中の水位が下がったときにこの作業をしようということで、夜中の寒い作業がなされておりました。そのときの作業を見ておりました。大変なご苦労をなさったと思います。

11月20日に第1回目の報告を兼ねた住民説明会が、大阪府から、岬町立ち会いのもとで住民説明会がなされました。説明会の中で、大阪府のお答えとしましては、ヘドロ状の物質や、あるいは水質や、そしてまた大気については、大阪府の方で1度試料を採取し、検査を行って、検査結果については一月ほどかかりますが、次の12月26日に2回目の説明会があったんですけど、そのときに結果の発表をやりたいと。確実な内容のものをとらなかったら、結果というのも続いていかないから、確実な結果を知りたいと。時間をくださいということで、12月の26日

の第2回目の住民説明会のときに、一応結果発表はございました。

大阪府の言われていることは、管の暗渠の中には、当然、海藻ばかりでなしに、生活排水が入っていますよ。ごみも結構中へ入っておりますと。だから、別に海藻ばかりでなしに、岬町からの流れ込んでくるごみ類が大きな原因ではないんでしょうかということが言われてました。でも、実際には、岬町の中に、溝や、そういう水路がまちじゅうたくさんありますけど、そういうところから異臭が出てかなわんというような場所は、そうありません。私が暗渠の中を見させてもらいましたけど、下へ入りましたけど、ほとんどが海藻というか、それが固まりがあった。海藻しか考えられんようには私は思っております。

そこでお聞きをしたいんですけど、住民説明会では、まず異臭を取り除くとのことでございましたが、その後の進展はどのようになっているのでしょうか。そしてまた、近い将来、岬町に移管されるとのことでございますが、恒久化への対応はどのように考えているのかという2点をまずお答えいただきたいと思います。

辻下正純議長 上下水道部長、末原君。

末原上下水道部長 反保議員のご質問の深日漁港周辺の異臭問題について、答弁させていただきます。

まず、1点目の住民説明会では、異臭を取り除くとのことであったが、その後、進展はどのようになっているのかについて、お答えいたします。

昨年11月20日に開催しました住民説明会の後、大阪府におきましては、異臭のもととなっております深日漁港、埋め立てに伴う整備した排水路内の堆積物の除去作業に着手、12月中旬に除去作業は完了しております。

また、大阪府において異臭原因を調べるため、採取しました堆積物や臭気の分析は完了しましたので、議員も発言ありましたように、12月26日に第2回の住民説明会を開催し、堆積物等の分析結果とあわせ、堆積物除去作業の実施状況の報告を行っております。

この中で、大阪府の説明では、悪臭の原因は、そのほとんどが硫化水素臭であったと考えられ、その硫化水素の発生は、木くずやごみ、家庭からの生活排水、海からの海藻等が排水路内にとどまり、その傾向は排水路上流部に行くほど顕著で、気温の高い時期は、特に腐敗しやすい状況になっていたと考えられるとのことでした。また、風向きの話ですが、排水路上流部ほどにおいがきつかったのは、潮が引いたときに風向きによりまして、下流の吐き出し口より上流部の方へ風が吹き上げていたためと思われま。

議員ご指摘のとおり、一般の水路で硫化水素が発生した事例は、私も報告を受けたことはござ

いませんが、硫化水素の発生は、有機物の嫌気性腐敗によって生じるとされており、狭隘で閉塞された函渠内は、オープンな水路に比べ、酸素が供給されにくいと考えられます。

したがって、大阪府は、悪臭の原因物質の1つと考えられる海からの海藻等の流入を防止するため、1月中旬、排水路の吐き出し口の前に消波ブロックやスクリーンを暫定的に設置しており、1月下旬より周辺排水路の堆積状況や臭気などについて、本町と協働で5カ所の地点を定めまして、毎週経過観察を実施しているところです。この観察結果につきましては、現地に掲示板を2カ所設けまして、附近住民に周知しているところです。

なお、経過観察途中、堆積物が急増したことにより、大阪府が調査したところ、波浪によってスクリーンが破損し、排水路内に海藻が流入しており、においが発生しかけておりましたが、2月下旬に破損の補修並びに堆積物の除去を行ったところ、においについては、現在についてはおさまっております。

2点目の近い将来、岬町に移管されるとのことであるが、恒久化への対応はどのように考えているのかについて、お答えいたします。

深日漁港埋め立てに伴い、昨年、大阪府が整備した排水路は、現在、深日漁港は整備中であり、まだ本町に移管されておりませんが、反保議員がご指摘のとおり、将来、本町に移管されることになるものです。

この異臭問題が発生して以来、本町におきましては、再三、大阪府に対し、早急に恒久的な対策を検討し、実施するよう要請しているところでございます。したがって、現在のような状況で、本町が移管を受けることはございません。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

辻下正純議長 反保多喜男君。

反保多喜男議員 2回目の住民説明会で、一たん管の掃除をした後、府の設置した暗渠と町が管理する最寄りの水路の泥の堆積量を掲示板で公表することとなりました。大阪府も海藻類の侵入を防止するという対策をいたしますということで、私も実際に注目しておりました。正月を越えて1月はおいが気にならなくなって、応急的な方法でなしに、対策をとっていただいたんやなと、そういう中で、この寒い2月、また異様なにおいがし出してきました。寒い2月なんです、それが。その結果といいますと、大阪府の方は、吐き出し口のスクリーンが破れていましたと。だから、それを補修すると同時に、中へ入った海藻類も除去いたしますということで、作業をやっていただきました。

しかし、結果的には、ごみとか泥とか、いろんなことでなしに、海藻が入ればにおいは出てくるという明白な結果があるわけです。私は、海藻が主な原因ではないのかなと思っております。

この対策を十分にやっていたかかないと、この寒い11月や12月に、こういう異様なにおいは発生するという事は、周辺の方々には、これからだんだんと温かくなっていき、暑くなっていく、そういうときにはどれだけのにおいが発生するんか、非常に不安いっぱいであることは確かなことだと思います。

要するに、住民の方に迷惑をかけずに、暫定対策を早急に行ってもらい、町が引き取るまでに恒久的な対策を行ってもらうように、大阪府に要望、要求していかなとあかんとということだと思います。知事がかわって、予算でいろいろ議論があるようでございますが、これは早急に予算をかけ集めてでもやっていたかんとあかん対策です。そう思っております。

それと、これには関連いたしますが、町長にお尋ねいたします。

1回目の説明会から北出地区の人工干潟について、周辺住民の方から、非常に悪臭がすると。1回目の会合のときから苦情が出ておりました。海に親しむ施設をつくるということで、大阪府も干潟をつくってくれるわけですが、周辺の住民さんが被害をこうむるような施設をわざわざつくる必要はあるんでしょうか。隣接地区の住民の方々の苦情を聞くと、私としては非常に大きいもんだなと思っております。事業委員会するときにも、一定発言させてもらいましたが、あそこの干潟を過ぎると、大阪で唯一の自然海浜がずっと淡輪地区まで続いているわけです。自然のものと人工のものと、どちらが親しみのある、そばに来る、明白なことやと思います。

2回目の説明会のときに、大阪府の方からの説明がございましたが、干潟の吐き出し口、十分に注意によって水の出入りが明確に、きれいな状態でできますということをおっしゃっていましたが、私、聞いておって、甚だ疑問に思っていました。私ら、あの辺は小さい時分から、ちょうど魚の網をしに行き、そういう場所でございます。あそこは、前が何もなかった、初めて水の出入りが、しかもそういう場所でありながら、ごみが結構ほかされて、ずっと以前から問題のある場所でございます。だから、なるべくそういった場所を敬遠していただいて、自然海浜をもっともって利用していただくような方法を考えてほしいと、そういうふうに思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

辻下正純議長 下水道部長、末原君。

末原上下水道部長 まず、私の方からは、大阪府に対して要望の件をお答えさせていただきたいと思っております。

反保議員ご指摘のように、スクリーンが破れてから、しばらくしてから堆積物がふえて、においがきつくなったという点を踏まえまして、我々も海藻が非常に大きな要因であるということも思っております。その辺も踏まえまして、大阪府に対して早急に悪臭が発生しないような形で、

強く要望していきたいと考えております。

以上です。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 議員からただいまご指摘ございました人工干潟の件でございますが、確かに計画どおりできれば、また自然海浜とは違った使われ方という分では、非常に有効であるとも考えられます。ただ、そこで幾ばくかの費用をかけ人工干潟をつくり、そしてまた、その結果、悪臭が出てしまったということになってしまうと、それまた対策を、また費用をかけてしなくてはいけないということは、これだけ財政の厳しい中で、むだな支出と言わざるを得なくなると思いますので、その辺は慎重に、本当に計画どおりなるのか、あるいは計画ではどこが問題点があるのか、その辺は再度きっちり検証してかかる必要があるのかなと思っておりますし、今回、20年度から見直しといいますが、23年度に向けての整備が始まるところでございますので、その辺はきっちりと、もう1度、計画も精査できるようなところがあるのかどうか、大阪府とも協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 反保多喜男君。

反保多喜男議員 どちらにいたしましても、異臭問題が発生したのは11月あるいは2月と、真冬に近い時期に異臭問題が発生したわけです。これから周辺の皆さんは、暑くなっていく時期を迎えるんですけど、暑くなったときに、冬場に負けんぐらいのにおいが発生ということがないように、大阪府によく要望していただきまして、私の方も期待を込めて、期待というか、そういうことがないように祈っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

辻下正純議長 反保多喜男君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時でございます。よろしく願いいたします。

(午後0時10分 休憩)

(午後1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、田代 堯君。

田代 堯議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

今回は、6月、9月議会同様、財政問題と、新たに地域防災計画を中心に質問をしたいと思っております。お昼を過ぎて、議員諸氏、また理事者の皆さんにおかれましては、まぶたが閉じて眠たいだろうと思っておりますけども、しばらくご清聴賜りたいと、このように思います。

まず初めに、財政運営について、1点目は、自主財源の確保に対する考え方と、2点目は、行財政改革の今後の見通しについてであります。

まず、1点目の自主財源の確保に対する考え方についてであります。町長は、平成20年度の町政運営方針の当初予算案の中で、一般会計63億2,000万円、特別会計57億91万1,000円、また、公営企業会計では12億5,926万円となっております。この内容から見ると、平成19年度の基金繰越残高見込みの3億2,119万3,000円の中から2億4,000万円を取り崩しての平成20年度の当初予算案となっており、非常に厳しい予算編成になっていると思っております。この財政状況では、平成20年度には基金も完全に底をつき、平成20年度以降は、毎年2億4,000万円の財源不足が生じてくると思われま。

また、橋下新大阪府知事の政策動向によっては、大阪府の補助金または府支出金等の縮小により、岬町の財源不足が拡大する可能性が大であると考えます。

さらに、平成19年度の決算から地方公共団体の財政健全化に関する法律が施行されることになると、ともすれば平成21年、さらには22年にはイエローカードが出されないとも限らないと心配をいたしております。

このことから岬町の台所は既に火の車であり、早急に自主財源の確保が重要となってきております。町長はこの事態を打開するためには、土砂採取跡地の多目的公園や関西電力多奈川第一発電所跡地への企業誘致を行い、自主財源の確保に努めると述べられておられますが、どのような手法をもってトップセールスを行うのか。また、この非常事態をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目の行財政改革の今後の見通しについてであります。

町長は、昨年6月、9月議会において、私の財政問題における質問に対し、財政の健全化は、歳入に見合った歳出という形で財政は健全化に向かっていくだろうと予測しているとのことをご答弁をいただいております。

平成20年度の予算の特色の中では、本町の財政は歳入歳出のバランスが崩れて、非常に厳しい財政運営を続けておりますとなっております。財政運営に伴うところの歳入歳出のシミュレー

ションは一体どうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、町長は、町政運営方針の中で、集中改革プランにおいて行財政改革の具体策として指定管理者制度の活用、職員数の削減、さらには事務事業の評価などの改革に積極的に取り組んできたとのことであるが、これらの取り組みに対して、どの事業でどのような成果が出たのか、また、平成21年度以降の財政健全化に向けた行財政改革はどのような施策をもって推進されるのか、お示しを願いたい。

最後に、地域防災計画について質問をいたします。

内容は、安全で安心なまちづくりのための啓発促進についてであります。先ほどの町政運営方針の中で、地域防災力の向上を図るために、住民の皆様の生命・財産を保護するための常備消防組合の消防、救急体制の充実と消防力の強化に努めると述べられておられます。また、本世紀前半にも発生が懸念されている東南海・南海地震については、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成15年7月より施行されております。

岬町においても、泉南地域5市3町合同による大規模な合同防災訓練の実施または自治区、消防団、関係機関等による合同訓練の実施等を推進されており、特に岬町消防団は、大阪府消防訓練大会において小型ポンプ操法の優勝経験を持つ優秀な消防団を要しており、地域の防災力の向上に努められていることについては、感謝と敬意をあらわすものであります。

そこで、岬町における岬町地域防災計画が作成されていますが、その中の組織動員という項目の中で、本町は地震による災害が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとするとなっております。

そこで、当町においては、平成17年度に淡路大震災という未曾有の大震災を経験しており、その恐ろしさを目の当たりにいたしております。もし、あの地震が当町で起きた場合を想定しますと、いかに災害における初動体制が必要不可欠であるかを認識しなければならないところであります。

本町においては、町職員による組織動員体制表はできているものの、役割分担の周知徹底、指揮命令系統などはできているのか。また、岬町地域防災計画に基づいて、職員による初動訓練の実施の必要性があると考えますが、そのための初動計画書、つまりマニュアルは作成されているのか、この2点についてお伺いいたします。

以上が私の一般質問であります。時間の制約がありますので、町長におかれましては、簡潔にご答弁願いますよう、よろしくお願いをいたします。再質問については、また町長の答弁いかん

で行いたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 田代議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、財政問題でございますが、先ほど川端議員からの会派代表質問の方でもご答弁させていただきましたけれども、現在のこのままの推移でいきますと、22年にイエローカード、23年にはレッドカードのそれもあるよと。そしてまた、大阪府のこれからの行革の動きによっては、さらにそのスピードも早まるかもしれないという懸念はあるというご答弁はさせていただきました。それは同じでございます。

ただ、その中で、特に今回、田代議員の方からの歳入に見合った歳出、これをしているのかというところでございますが、確かに歳入に見合う歳出をしていこうとするとありますと、非常にさらなる行政サービスの低下と申しますか、住民の皆さんのご負担もふえてくる。この辺に關しましては、会派代表質問のところでもお答えさせていただきましたように、どのレベルまでの行政サービスでご満足いただけるか、またご満足していただかねばならないか。また、そこでコスト的にも、どこまでコストの負担もお願いするのかということに関しては、非常に住民の皆さんへの説明責任、これが非常に時間がかかる、丁寧にしていかなければならないと思っておりますので、今般の20年度当初予算案につきましては、そこまで厳しい形での歳入に見合った歳出というこの予算編成をまだいたしておりません。

したがいまして、2億4,000万の基金の歳入を入れるという形での予算編成をいたしておりますけれども、これはなぜかと申しますと、これを今回、基金からの繰り入れをなしとすると、あと2億4,000万の歳入が減るわけでございますから、その分、住民の皆さんのサービスを20年度からさらに絞っていく必要もあるということでは、今回、それをまだ見送っているということでございますが、ただ、非常に厳しい情勢が続く中では、いずれ住民の皆さんにも十分時間をとった説明をした中で、歳入に見合った歳出という形では、執行していかなければならない状態になってこようかと思っております。

シミュレーションの件でございますが、そういったことで、22年、23年という形でイエローカード、レッドカードという予測も、最悪の場合をさせていただいているんですけども、ただ、それはあくまでも最悪の場合でございますが、それをならないように我々は努力していく必要があるわけでございますが、その分につきましては、今後、ますます先ほどありました事務事業の評価あるいは人件費のさらなる削減というところで、効果を出していく必要があるかと思ってお

ります。

まず、その中での自主財源のところでご質問でしたが、ずっと我々は行革の中でも、歳出の削減というのは、先ほど申したように、住民の皆さんのご負担をかなりお願いしなくちゃいけないということでございますので、まずはそれ以前に自主財源を確保するという必要が、当然あるわけございまして、そこに我々としましては、土砂採取跡地、これの企業誘致、そしてまた関西電力さんの第一発電所の跡地という非常に大きな企業誘致に適した場所があるということをご最大限活かしていかなばならないということでございます。

これにつきましては、昨年の1月に、進出予定候補者という形で、現在、3者の企業が選定されておるわけございまして、この3者の選出予定候補事業者と事業計画の提出に向けて協議を進めているところでございますが、なかなかまだ具体的な計画案が出されていないという状況ではございますが、現在、大阪府とも協力をしながら、この3者の企業が岬町にとってすばらしい計画を出していただけるよう、鋭意努力をいたしておるところでございます。

トップセールスにつきましては、それぞれの進出企業のもちろんトップの方とも、私自身、お会いさせていただいて、私どもの希望という形も、もちろん伝えさせていただいておりますし、ただただ目先の利益だけでなく、本当に事業主の方々も理解をしていただいて、この岬町にとって本当にすばらしい進出であることをトップの方とも十分お話をさせていただいているところでございます。

あと、行革の見通しのところで、議員の方から、毎年2億4,000万ずつの赤字が出ていくんではないかと。確かに、20年度当初予算では2億4,000万の基金からの繰り入れをしておりますが、これはあくまでも、今まだ若干の余裕という言葉は適切かどうかわかりませんが、2億4,000万、歳入に組み入れられるだけの基金があったから、基金を入れさせていただいたところでございますが、これが、もちろん20年度で底をついてくるということでございますので、この後につきましては、先ほどから申していますように、住民の皆さんには十分説明をさせていただいた上で、事務事業を見直して、若干、皆さん方にはご負担をこうむることになるかもしれませんが、事務事業を見直して、やめていくということは、事業をカットする部分も出てくるということでございますので、その辺、ご負担ができるだけ最少になるような形で歳出を削っていくという作業に、21年度以降、当然なっていくことと思っております。こういうことをすることによって、毎年の赤字額が累積たまっていかないように、先ほど会派代表質問で答弁したような、6億、8億という形の累積がたまらないような形での運営をしていきたいと思っております。

個々の指定管理あるいは事務事業、人件費の削減でどのような効果がというところでございますが、確かに、例えばピアツァ5の指定管理導入におきまして、約3,000万の経済効果出ておりますけれども、これも見方によれば、ただただ人件費の移動だけではないかという指摘もあるかと思うんですけれども、ただ、本庁の一般事務の人数というのは非常に限られてきております。したがって、住民の皆さんのサービスという点におきましては、職員ができるだけ、もちろん多めにこしたことはございませんので、その分、指定管理を出したことによって、ピアツァ5に3名配属していた職員が本庁に戻り、そこで住民の皆さんのためのサービスをするということでは、単に数字であらわれない部分の効果という部分もあるかと思っておりますので、今後、この指定管理につきましては、こういった見方も、当然出てきようかなと思っております。

人件費につきましては、非常にやる気をなくしてしまうほどの人件費のカットというのは非常に問題もあるんですけれども、ただ、これにつきましては、我々理事者、また一般職員におきまして、この岬町の行政を我々は背負っているわけでございますので、その辺は我々の身を削ってでも、この岬町の財政のために人件費のカットという部分もしていく必要があるかと思っております。

あと、防災計画のことでございますが、確かに平成7年の阪神・淡路大震災、非常に大きな被害がありました。私も、当時、まだ民間にいましたけれども、被害があった3日後に神戸の地に入った経験もございます。その中で、当時の神戸市役所の方にも出向いて、いろいろ災害のお手伝いをさせていただいた経験も私自身持っております。それで、今度は逆の立場で、自分自身が、今回、行政のトップとして、こういった形で住民の皆さんの安全・安心を確保できるのかというところでございますけれども。

まず、指揮・命令系統、これは、もちろん私がトップとして災害対策本部というのを設置する中で、私が指揮をさせていただくということでございます。これにつきましても、幸いなことに、私、町長就任以来、岬町、非常に災害が少のうございますので、今まで1回だけ、私が対策本部を設置ということがございました。このときも、今まで、もちろん防災対策本部の設置に至るまでに、まず、準備と申しますか、部長級だけの集まることをするんですけれども、そのときに、そしたら、職員全員に招集をかけるのかという判断をするわけでございますが、昨年の夏の場合も、実際そこまで危険な状態ではないという判断もあったんですけれども、ただ、私も1度も経験をしないというわけにもいきませんので、当時、警報も出ておりましたので、対策本部を設置させていただきました。

そのときに正直実感いたしましたのが、いろいろ職員の中では、A号配備第1班という形の招

集をさせていただいたんですけども、それぞれ職員は集まってきます。ただ、その中で、そうしましたら、住居地のことまで配慮した配置になっていたのかと、あるいは各部署部署でどういった人材がまずこのときの招集で集まったらよかったのかという点につきましては、反省する点も、正直ございました。これにつきましては、今般の4月の異動につきましては、その辺も十分考慮した中での配置をしていく所存でございます。

そしてまた、先ほど議員の方からもご指摘ありました初動の体制、これは阪神・淡路大震災のときでもはっきりしたように、まず最初の3分間ということの救出、これがなければ人命を救出できないということでございます。これにつきましては、我々、先ほど議員の方からもお褒めいただきました消防団、確かに非常にすばらしく活動され、訓練を積まれておりますけども。ただ、最初の3分で招集し、そしてまた住民の皆さんの救出に向かうということは、これは正直、不可能でございます。したがって、まず最初の3分間というのは、地域防災、これに係るところが非常に多いと思っております。それにつきましては、各自治区の皆さん方で自主防災組織というものを立ち上げていただくような形、既に立ち上げているところもございますけども、そういうところで、まず最初の救出をしていただく。その後は、我々消防署も含めまして、職員の方での対応ということも十分可能ではないかなと思っております。

このマニュアルにつきましても、再度、事細かな具体的な事例もシミュレーションしながら、きっちりしたものを策定していきたいと考えております。

以上、もし答弁漏れがございましたらご指摘願います。マニュアルにつきましては、私から今後きっちりしたものをつくっていききたいと考えております。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 財政問題について、町長の方から川端議員の代表質問に対する考え方と同じような答弁をいただいたんですが、実は、少し川端議員の代表質問と重複していましたので、内容を少し角度を変えて質問したいと思うんですが。

まず、22年、23年にレッドカード、ともすれば大阪府の動向によっては、もう少し早くなるかもわからないという、それだけ危機的な財政状況だということについては理解はしておるわけなんです。今、どこの自治体でもそうですが、どなたがトップをやっても、また行政を担っても、非常に大変な状況ということは、私は十分理解はしておるつもりです。担当部局においても各課を回ったりしますけども、非常に厳しい中での現場の予算を組んでおられる。特に財政はそのしわ寄せが来て、上から何ぼ切っている、大変やというようなことも小耳に挟んだりするわ

けですから、あえてそれを承知の上で一般質問するという事は、非常に心苦しいんですが、しかし、先ほどの町長の答弁の中に、じゃあ、今の厳しい財政状況を住民に何とか理解を求めていくというような答弁があったんですけども、私は、今一番大事で、非常に岬町の台所は大変だということを住民に訴えていかない限り、住民の方は理解はしていただけない。

なぜかと言いますと、じゃあ、大丈夫ですよと言いながら、町長が各町政の報告会等でお話をされたとした場合、住民の方は、我々が幾ら大変なんですよ、役場も、例えば担当職員が大変なんですわと言っても、町長の発言というんですか、言葉というのは重みがありますから、町長がまだ大丈夫や言うてるやないかというような言葉が住民から返ってくるわけなんですけども。私は、泉佐野の例をとって申しわけないんですが、あの市長が非常事態宣言をうたった。そして、今は、もう既にその解除されましたけども、その間において、市民の方はどう言っているかというたら、ごみの有料化にするにしても何するにしても、やはり大変やから理解を示していかならんということで、住民さんそのものが、やっぱり危機感を持っていくということを町長は理解はしていただきたいなと私は思うんですが。

先ほど、川端議員の代表質問の中で、非常事態宣言を打つと、言葉だけがずっとひとり歩きして困るんだということの話もあったようなんですけども、私は、それはひとり歩きしてもいいんじゃないかと、逆に。今の実態はこうですよということを、いわば赤裸々にオープンに住民に言っていくと。そのかわり住民に理解を求めて、また、いろんな使用料、そういったものをご負担を願うときには、理解を示してもらった上でご負担をいただく。しかし、今、大丈夫ですよと言った途端、いろんな値上げをしていくと、住民は一体何をやってるんやと。そのつけは町長にも行くかわかりませんが、議会にも来るわけなんです。その点を、やはり町長は非常事態宣言を打つことに対して、非常にアレルギー的な考えを持っておられますけど、今、非常事態宣言を出せとは言いませんが、その状態にあるということを町民にしっかりと理解を求める必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ましてや、21年、22年、町長は、22年、23年とおっしゃっていますけども、いろんな担当課の意見等を小耳にしますと、20年度は何とか組めると。21年度からは、さらに2億何がしの財源不足が生じてくる。大変なんですわというようなことを聞くと、やはり住民の方に、そういった状況を示していく、情報開示をしていくということが一番私は大事である。このことについて、もう1度、町長の方からご答弁を願いたいなというふうに思います。

それから、自主財源の確保について、先ほど、あたかも関西電力の跡地ということが町政運営方針の中でもありますけども、関西電力の跡地というのは、これはあくまで民間の土地であって、

所有物であって、行政がとやかく言える問題でもなければ、議会がこれに対してこうせえという問題でもないと思うんですけども。これについては、やはりそういった感覚が私は町長と違うんですが。やはり関電さんに対しては、やはり行政が主導していく立場で、あれだけの膨大な跡地をあのまましておくのか。岬町が、今、非常に財源不足で大変な状況だから、できるだけ関電さんをお願いして、例えば第二発電所を休止しているこれをもう1回再稼働してくれないかとか、そして、第一発電所については、何らかの形で企業誘致をしていただきたいということを、やはり強く働きかけを、町長のことですから、してあると思うんですが、その内容が私は見えてこない。つまり町がこの土地を企業誘致云々ということは、私はできないんじゃないかなと、このように思います。だから、その点についての考え方の認識をもう少し方向転換する必要があるんじゃないかなということについて、町長にお尋ねをしたいと思うんですが。

土砂採取跡地、これは当町の責任、町長の責任でも何でもないわけです。これは大阪府が、土採り跡地については、最終的には多目的公園として整備をすると。平成19年5月末をもってやりますということを約束ちゃんとしておるんですよ。そういった約束事をやはりきちっと、ここに、町長、これご存じの、前の議会のときにも出したもので、こういう約束があるんですよ。そのために、岬町は土をただで関空の埋立地に、第2期工事に提供したわけなんですから、新知事に、今、かわりましたから、このことについてはどない思てんねやということを、やはり強く働きかけをしてあるのかどうか。

もし、町長がそういった行動を起こされるとするなら、やはり先ほど、川端議員のときにも答弁されましたけども、議会と行政は両輪のごとくとおっしゃるなら、なぜ議会を引き連れて、当時の約束事というのは、今、議長席におる議長なんかも、当時の、我々もそうですけども、そのとき約束した議員の一人ですから、そういった中で、なぜそういった行動を起こさないのかどうか。岬町に来てくれる企業をただ手をこまねいて待っていることが、岬町にとって得策であるかどうかということも、町長は頭のいい方ですから、十分考えてはると思うんですが、このことについては、私は大阪府に全面的に責任を持ってもらうということが大事であろうと思います。

今までの多奈川協議会というのがあるんですが、その経過は今どうなっているのか、その点をもう少し詳しく、私は町長の方から説明をしていただきたいと、このように思います。

ですから、事務事業の見直しについては、ピアツツアの話も出ました。いろいろこれは難しい問題があると思いますけども、確かにピアツツアについては指定管理者に持っていった。これの一定の効果は、私は上がっていると思います。町長は人件費の削減のみかということもおっしゃっていましたが、町が身軽になっていくための1つの方策でもあったかと思えますけども。

ただ、このまま、年間7,000万円弱、6,800万の岬町が指定管理者に対する補助金というんですか、管理者としての財源を投入していくことがいいのかどうか。今、非常事態宣言でも打っていかなくちゃならない状態の中で、果たしてこの事業を存続させることは、これは必要不可欠だと、私は思います。しかし、もう少し方向転換をして、例えば民間等に全面的に支援をしていただくとか、そういう方法もやはり検討して、今の状態が福祉に還元しているからいいんだという考え方でいくなら、ますます岬町の台所は大変だというふうに私は思います。その件について、町長の見解を求めたいなというふうに思います。

それから、人件費の話が、今、職員さんの人件費、定数の問題、私は、定数は100人当たり1人という、事務量でいくなら、今、1万8,700人ほどですか、ですから、百八十何人で、これは適当な国の基準かなというふうには思いますけども。定員数、これにやはりメスを入れなければ人件費の削減にはならない。ただ職員さんの人件費を2%切る、3%切っていくと、職員さんというのは、行政の中で一番前向いて仕事をするわけですから。言葉悪いんですが、その仕事人に対して、大阪府知事みたいに、私と一緒に死んでくださいというようなこと言っていますけども、何人、石田町長さんと死んでくれますかと、私は、ほぼ少ない、ないと言った方がましかなというふうに思います。ということは、自分たちの、やっぱり家庭を守っていかなくちゃならない。子供、孫を育てていかなくちゃならないという関係の中で、やはり人件費の削減というのは、私は限度があると。

一般住民の方からこの質問をすると、おしかりを受けるかわかりませんが、やはり議会という立場で行政を見ておられますと、職員さんは汗流して一生懸命やっていますよ。民間企業の社員さんも一生懸命やっていますよ。ただ、今、日本の国内がこういう社会的事情になってきてますから、大変な状況ですから、今までぬるま湯につかっていたんちがうんかとか、いろいろおしかりを受けますけども、私は、今、大変な状況で職員さんが一丸と仕事をなさっている。これは、私は敬意を表しています。

そんな中で、やはり改革をしていくには、人件費もそうでありますけども、私はもっと違う形で、物件費の見直しをやはり思い切ってやっていく。もちろん町長がおっしゃった公債費の比率が高い。これから国の交付金が非常にややこしくなってきた。今まででしたら、現金でぼんともろてた。担当の意見聞いて、ぼんぼんと現金で交付金をもらっておったもんが、今度は分割で、手形で来るようになってきたということは、町長、これは私が言うまでもなくご存じ。それが、結果的には、うちの借金の高いところは大変な状況に来ているということは、私も理解できますので、その点、町長は、私の6月、9月の議会で、これから歳入歳出という形でいけば、私は

財政は健全化に向かっていくだろうという予測をしておりますというのが、6月に私に答弁なされておられます。

さらには、9月議会では、もう少し努力をして、歳入に見合った歳出まで我々は努力していただかねばならないと。慌てて政策を打つ必要はないと。すばらしい企業さんをとということで組んでということをおっしゃるなら、私は、その町長の答弁を信頼するとすれば、どのような企業誘致策、また自主財源策を考えておられるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから、2点目の地域防災計画についてでございますけれども、例えば、今、町長は、この前の台風の災害のときの対策本部のことをおっしゃっているんだろうと思いますけれども。私は、阪神・淡路大震災のときに、交通機関が寸断して行けなかった。そのために船で神戸港に上陸をして、救援物資を送ったことがございます。その中で、あの悲惨な状況を私は見たときに、地震って大変だなと、私はそう思いました。とにかく、高速道路は完全に倒れてつぶれておるわけですから、そういう状況を見た場合、指揮命令系等の大切、町長は3分と、こうおっしゃってありましたけれども、おそらくあの状況で、3分で組織体制ができると私は思っておりません。道路は寸断され、すべての交通機関がストップしておるわけですから、歩いて、自転車というのも非常に難しかった。単車でも難しかった。特に岬町にとっては、当時は、船が深日港から淡路まで行っていた。地震のとき一番役割を果たしたのは、海からのアクセスであったと、このように私は思って、今、深日港のフェリーが廃止されたことについては残念でならないんですが。

そういう中で、今回、万が一、この東南海地震が来た場合に、町長が指揮をとられる指揮者として、先ほど私がとるんだとおっしゃってたけども、じゃあ、そのために今のうちの職員体制の中で、3分とは言いませんが、実際に初動訓練というものをやっておかないと、私はその予測というのがつかないんじゃないか。台風の場合は、雨、風で一応は済みますけども、地震というのは、すべてが寸断されてしまった場合、崩壊された場合に、自分の足で体制本部まで行かなきゃならない。

ですから、その点、町長に再度確認をするわけですが、各部長、編成するメンバーというのがありますけども、その中で、大阪府は、これ、ちょっと私、お借りしたんですが、岸和田の関係の地震のときの初動計画書というマニュアルなんですよ。これには全職員、大阪府の職員の名前すべて載って、どこへ行ったらいいか、そして、自転車の場合幾ら、徒歩の場合幾ら、単車の場合何分というようなことはすべて書かれていますけども、これを大阪府は年に1回、防災のときに訓練しているというふうに聞いております。

ですから、我が町としても、やはりそういった体制、そういう初動訓練、組織訓練というもの

をやる必要があるんじゃないかなというふうに思います。うちの防災計画は非常に立派な計画ができております。果たしてそのとおりにやられるのかどうか、その辺について、町長がどのように考えておられるのか、その点をもう1度お尋ねしたいと、このように思っております。

以上です。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 それでは、1つずつご回答させていただきたいと思います。

まず、財政のことでございまして、財政の非常事態宣言という部分を出す必要があるのではありませんか。また、町長が大丈夫と言ってれば、住民の皆さんに対して、これだけの厳しい予算との整合をとれてないんじゃないかという議員のご指摘でございますけども、これは振り返れば、17年10月、私と議員と一騎打ちさせていただいた町長選挙のときでございますけども、このとき、確かに、あのときは、すぐにでも、あすにでも、来年にでも、岬町は再建団体に落ちてしまうというような形も、皆さん言われておりました。それだけ厳しいんだという中で、私は、この4年間、絶対大丈夫だという形で言うておまして、確かに21年までの4年間、再建団体に陥ることもなく、私はやってこれた。これは、確かに非常に、あのときも申しましたけども、前回、前町長のときから取り組んでおりました行財政改革プラン、これを私は踏襲していくという形の中で、いろいろ財政効果も出てきて、何とか今まできて、20年度の予算も組んでいるという部分では、私は余り住民の皆さんに、きょう、あすにでも再建団体になってしまうということをあおる必要もないかなという気はいたしております。

ただ、個々一つ一つには説明をしていかなければならない。ですから、機会があるごとに住民の皆さんの前に立つときには、こういう理由で、今回も各施設の有料化もさせていただきますよというようなことも、一つ一つご丁寧に説明をさせていただくという形をとっておりますから、そういった意味では、情報の開示という部分も、これは十二分にやっているつもりでございますし、これを隠して大丈夫だと言っているつもりはございませんし、また、再度申しますけども、変にあおって不安を住民の皆さんに押しつけることもないのかなと思っております。

特に夕張の件が起きましてからは、あすにでも岬町も、あれだけ最低のサービスを最高の負担でという形になってしまうのかなという不安を住民の皆さんに植えつける必要もないのかなという気はいたしております。ただ、情報の開示というのは、これは大切でございまして、これは議会の皆様方にも、どんどん情報は開示しておりますので、どうか住民の皆様が一番接しておられる議員の皆様でございますので、その辺を詳しくご説明いただきたいなという気持ちがございます。

それから、関西電力の跡地、これは確かに民間のものでございまして、関西電力さんのものではございます。ただ、この跡地利用につきましては、関西電力さん、そして大阪府、岬町ともども、三者で十分話をしながら、いいものを誘致していくという形での三者の話し合いは進んでおりますので、この辺に関しましては、民間のものであるからということはないと。ただ、もちろん岬町のものではございませんから、余り岬町の独自の判断でということはもちろんできませんけども、ただ十分意見を聞いていただけるという状態にはなっておろうかと思っております。

そして、第二発電所の再稼働の件でございますが、この分に関しましては、可能性としては非常に難しいということでございますし、また、逆にこれだけ地球温暖化を言われている中、CO₂の排出の問題で第二発電所の方が再稼働するということは考えにくいのかなという気もいたしております。ただ、今、休止のままという形でございますけども、これも諸般の事情ございまして、今、この状態で逆にお願いしているというのが現状でございます。

それから、あと、土採りの方、これは大阪府との約束、確かにそのとおりでございまして、これは機会がありましたら、先ほど、ありがたいご提案いただいたんですけども、議会ともども大阪府の方に要望という形は、これはしていかなければならないと思っております。ただ、橋下知事のご発言の中でもありましたように、非常に府民も覚悟してくれというようなご発言もございまして、非常にその辺は、確かに過去の約束は約束、ただ、過去の約束に縛られていては、大阪府の行財政改革はならないという強い希望といたしますが、気持ちも持っておられますので、その辺は非常に予断を許さないとこかなと思っております。ただ、あくまでも、これは知事になられてからまだ一月少しということでございますので、今回の暫定予算につきましても、知事からすれば、早い時点という言い方をしておりました。この間お会いしたときは、4月という期限まで申しておりましたけども、その見直しという部分をその辺までにまずやっていくという形もご答弁いただいておりますので、それを見てから、そのときで、土採りの事業で、大阪府さんの予算が入ってないということがはっきりする情報がつかめた時点では、議会の皆さんともども要望活動というのもやっていく必要はあるのかなと思います。ただ、今のところは、もう少し動向を見守っていきたいと思っております。

それから、ピアツツア5の件でございます。7,000万の赤字をずっと出していったのかということ、これは私もよいとは思っておりません。ただ、あくまでも、この施設が、最初から黒字を出せる施設ではないというご理解も、議員も先ほどもしていただいておりますけども、確かにそのとおりで、この施設で、すべて黒字に持っていかうということは、もともとできない施設かと思っております。ただ、指定管理をお任せしている企業とも十分話をしながら、例えば、どこ

かの部分を見直す、例えばおふろの部分だけでも見直していくとかいう形での見直し等々は十分協議をしていけるのではないかなと思っております。

現在、それとピアツツァ5につきましては、約13万数千人の利用者がおられます。そして、プールに来られている生徒さん、これを延べ人数に入れますと、16万9,000ぐらいの数の人が利用しております。ただ、町内と町外の割合というのが6対4、町内が6でございますので、10万人の方は、延べで、町内の方がご利用をいただいているんですけど、残り7,000名弱の方々が、これ町外ということでございますので、我々の税金を使って運営している施設でございますので、その辺は今後まだまだ検討する余地もあるのかなと思っております。

あと、人件費で定数のこと、今、183名の定数でやらせていただいておりますけれども、確かに私と一緒に死んでくれる職員がどれだけおるかというのは、非常にわかりづらいとでございますが、ただ、今回、本議会にもご提案させていただいております議案を見ていただいたらわかりかと思っておりますけども、期限を切らせて、いろいろご協力、職員組合さんの方ともやらせていただいております。これは、とにかく私の任期中に頑張つてよという形でご理解賜っているともございますので、これは我々、今の職員全員一丸となって、この難局に向かっていくという団結だけはあるのかなという気がいたしております。

ただ、定数につきましては、やはり人口100名につき1名というのが、確かに原則かと思っておりますけども、全国の自治体を見てみますと、もっともっと定数の少なくてもやっている自治体もございまして、これに甘えることなく、我々も、この定数については、再度検討していく必要もあろうかなと思っております。

それから、防災のことでございますが、私が申した3分というのは、3分でなければ命が助からないという3分でございます、あくまでも、私が指令を出して3分で職員を集められるという3分ではございませんので、その辺はご理解賜りたいと思います。

ただ、よく言われるのが、3分、30分、3時間という言い方をしておりますが、まず30分であれば、職員初め消防署につきましても初動体制がとれてくると思っておりますので、その30分の中で、どれだけの職員が集まってこれるかという部分は検討していく必要があろうかと思っております。

大阪府さんの方、先ほどありましたけども、大阪府さん、確かにすべての自治体に対しまして、一番近い職員という形で4名の職員が、災害のときにはすぐに岬町の役場にも参集するよという形での体制は整って、訓練もいたしております。これは、あくまでも大阪府の職員さんで岬町に住んでおられる方という方が、まず最初に役場に到着されるという形も、大阪府さん、確かにやっておられます。そういった意味でも、私どもも、先ほど申したように、4月の異動に関し

ては、その辺も考慮した中でのいろいろな配置という形も検討していく必要はあろうかなと思っております。

それと、あと、いざというときの訓練というのは、なかなか急にはできません。ということで、私が就任させていただいてから、例えば健康ふれあいまつり等々やっている中で、こういった中で訓練も兼ねていこうという形で、それまでスタッフの弁当というのは町内のお弁当屋さんからとっていたものを、とにかく炊き出しを兼ねてやるという部分で、スタッフの昼食は炊き出しを利用するとか、あるいは給水車、これも最近、雨が非常に少のうございますので、その辺、心配もございますけども、ただ、岬町、昔ほど断水がなくなっていましたので、給水車というものの出動というのが非常に少なくなっております。ただ、私たちにもちゃんと給水車がございしますので、給水車をふだんからでも、いざというときには使えるような形で、こういった健康長寿まつり等のときにでも、給水車を出動させて、まず見ていただくとかいう形の訓練を兼ねたこともしておりますので、そういった日々の動きの中で、我々はいざというときの訓練をやっていけたらなという形で、現在、実施しているところでございます。

それから、あと、人件費のところ、物件費を抑えるべきというご発言もありましたけども、確かにそうでございます。ただ、この辺につきましては、法律によります必置規定での職員の必置、これも、例えば学童保育とか保育士とかございますので、その辺に関しては、これはやむを得ない人員だという形はご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 最後の質問ですので、時間も無いようですから、町長の自主財源の確保については、少し、私の考え方と違うところがあるんですが、大阪府知事さんと一緒に取り組んでいただいたんですが、やはり私も、議長初め有志で富山県の方に視察も行ってまいりましたけれども、企業誘致に対する取り組み方というのは、真っ向から違うんですね。今回は、土採り跡地については、大阪府の責任の範囲内でやっていただかないかということについては、これは議会総挙げて、新知事にやっぱり陳情へ行くべきだと、このように町長の方に苦言をしておきたいと、このように思います。

それで、これからは、やはりいかに情報を素早くキャッチするかということが大事であろうと、このように思っております。富山県富山市の場合は、やはり企業誘致を積極的に取り組んでいる中で、どうやって情報をいち早く収集するかというのは、やはりそういった情報バンク、そういったとこと情報提供をして、もちろん随意契約をしながらですけども、そういった中でつぶさに

情報を日本全国、津々浦々の情報をキャッチすると。それによってトップが動いていく。つまり、それがやはりトップセールスじゃないかな。トップとしての営業マンになっていただいて、今後は、やはり自主財源の確保に努めていただきたいな。

先ほど、物件費等も私申し上げましたけども、人件費、物件費を、また住民のいろんな負担をするということは限度があります。その限度を抑えるためにはどうするかというと、やはり自主財源の確保というものに鋭意努力をしていただきたいと、このように思います。

それから、先ほどピアッツァの話が出たんですが、私は、むしろ岸和田のいよやかなの郷、温泉でございます。町長もご存じだと思うんですが、我々議会も視察に行った経緯があるんですけども。あそこの場合は、建物、土地をすべて企業に提供して、それで収益、還元法をとってもらって、それで身軽になる。ですから、ピアッツァは今までどおり、住民にサービスはするけども、場合によっては、これは私の私案で大変申しわけないんですが、住民からおしかりを受けたら申しわけないんですが、ピアッツァそのもの、建物、土地も含めて企業にお任せして、そして、企業の方が創意と工夫をしていただいて、住民の福祉に力をかしていただく。そうすると、今、六千七百ですかね、町が出しておる財源が少なくて済むという方法も1つ視野に入れた考え方をしていただきたいということを申し上げて、これだけじゃなしに、いろいろ特に、多奈川、深日、地区においては、学校の統廃合問題も出てくるだろうし、幼保一元化の問題も出てくるだろうし、こういったことも含めて、これからいろんな形で歳出を抑えていかないとだめだというふうに、私は思っております。

それから、財政はまだ大丈夫やということに対する非常事態宣言というのは、何も非常事態を打って住民に不安をあおるんじゃないんですよね。協力を求め、理解を求めていくということが、今、大事であって、例えば道路を走っていて、日常、我々が通っている道路が、ある日突然寸断されておりながら、立て札を立てないで大丈夫ですよ。今までどおり通っていたら、途中決壊して落ちてたというようなことがありますから、夕張がそうなんです、そういうことを住民に前もって知らしめて、そして、行政がやる事業に対して、できるだけ協力を求めていく。そして、住民の方の生活環境が安心・安全で暮らせる、やはりまちづくりに努力することだと私は思うんですね。

でなければ、これ、ますます岬町は衰退をしていって、人口、あっと言う間に1万8,000来ているわけなんですよ。そうすると、高齢者ばかりが残って、若者がこのまちに住んでくれない。こうなった場合に、ますます歳入が落ち込んでくる状況になるので、その点も含めて、私は町長に、岬町の1万八千七百何人の方の、やっぱり生命と財産、そういったものを守る、町長

には役割があるわけですから、ひとつその点を十分留意していただきたいと、このように思います。

それから、残り時間もないんで、防災初動訓練の問題なんですが、私はぜひやっていただきたいと、このように思います。やはり地震災害が起きた場合に、いち早く行政が先頭に立ってやってもらう。なぜ、それを私が申し上げるかということ、必要性があるかというのは、まず、事前配備本部の会議を実施する場合、一番大事なことは、各部長の構成員とするメンバーの、最初にどれぐらいの時間が要するかということと、先ほども言った、交通が遮断された場合、徒歩、自転車、バイク等でどのぐらいの時間がかかるのか。それから、構成員が整わない場合に、どのような形で、今度は地域防災に取り組んでいくのかという問題、さらには大阪府が、先ほど申し上げた、訓練日等実施している防災のように岬町も定めて防災する必要があるの違うかということの意味で、私は申し上げたはずなんですけども。

町長は、就任以来、毎日、役場を歩いて行き帰りをしてはった。これは住民に好評を持たれたと思いますよ。しかし、最近余り見かけない。私は、時間差があるので、余り町長と会う時間は少ないんですが、住民の方は、決まってそこを通る人からは、最近余り見かけないなというような話も聞きます。ちまたのうわさでは、町長は居住は泉南市にあるの違うかというような話も聞きますが、それは私はそんなことないだろうという根拠、あくまで深日にお住みになっているというふうに話はしますけども。

万が一、町外に、うちの部長でも8人おる中で4人は町外だと思っんです。これは決して悪い意味にとらんでくださいよ。町外だと思っんです。指揮をとる町長が、今、副町長もおりませんし、町長が万が一そうであったとした場合、だれが指揮とるか。部長は4人しかいない。今、副町長がおらない場合は教育長がとるように、この表ではなっていますわな、防災計画。こういふときを考えると、やはり指揮をとる町長が、とれる状況で、やっぱりそういう体制をとってもら。そのためには初動体制の訓練というのが必要であろうと、このように思います。ぜひその点は町長も認識を新たにさせていただいて、過日の台風とかいろんな形で、ピアツツアとか、そういう訓練、ことをやっておられるようですけども、一番大事なことは初動体制の訓練、初動体制の組織づくり、これが一番大事であろうと、このように思っております。

時間も参りましたので、これで質問は終わりますけども、ひとつこの厳しい財政の難局を、町長以下皆さんで頑張ってください、我々議会も後押しすることはやぶさかでないんですが、住民が路頭に迷うことのないように、くれぐれもよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

辻下正純議長 田代 堯君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

10分間休憩します。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時10分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

住民の皆さんは、国政にかかわっては、昨年春からの住民税の増税、町政にかかわっては固定資産税や公共料金、介護保険などの負担が続いています。また、原油高の高騰に見られる投機マネーの暴騰によって、生活に密着した商品にまで値上げが及んでいます。たび重なる負担増が強いられる中、一方では、国政において世論を背景に、薬害肝炎での一定の前向きな解決が図られるなど、民意が政治を動かす情勢となっています。この流れをさらに大きくするために力を尽くしたいと思います。町政運営においては厳しい財政状況の中、国や府の悪政から住民をどう守るのが、さらに厳しく問われています。地方自治体の責任を果たすよう初めに求めまして、質問を始めさせていただきます。

本日午前、町長より、来年度の町政運営方針が述べられました。第3次岬町総合計画の実現について述べられましたが、今回は、その中より3点、健康・福祉分野、教育分野、産業・観光分野について、加えて学童保育についての4点にわたって質問をいたします。

初めに、来月から始まる後期高齢者医療制度について質問をいたします。

この制度は、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害をお持ちの方を対象に行われます。これまで国民健康保険や家族の扶養となっていた方も強制的に新しい医療保険に入れられて、保険料を負担させられます。非常に複雑な制度で、高齢者はもとより住民にはわかりづらい制度です。強制的に加入させられるみずからの制度が全く理解できないのが現状であります。

町長は、町政運営方針の中で、後期高齢者医療制度のスタートに当たり、住民に混乱が生じないようにと述べていますが、混乱が生じないように、町としてどのような努力をしてきたのか。また、この先、どのような努力をされるおつもりか、お答えください。

次に、教育分野について質問します。

昨年12月議会で町内のさまざまな公的施設の有料化が提案され、私は異議を申し上げましたが、有料化が決められました。今回お聞きしたいのは、地域のグラウンドや町民体育館、小学校・中学校の運動場や体育館などについてです。これらの施設では、使用料の徴収に伴って、使用についてのルールが決められ、1月に2回説明会が開かれています。そこでは、使用料の徴収の理由や4月からの使用に当たっての新たな決まりについて説明されました。参加者は、使用料についてはやむを得ないという受けとめだったようですが、新たな決まりについては、強い反発がありました。

新たな決まりでは、使用の申し込みにかかわって、これまでは1回、役場へ足を運ばばよかったものが、4月以降の使用については、申し込み、使用料納付と、少なくとも2回は足を運ばなければなりません。また、使用時間については、これまでは施設があていければ、どんな時間帯でも使えたものが、2時間刻みでしか使用できないよう決められました。さらに、初回の申し込みは2時間のみで、長時間使いたい場合は、抽せん後、さらに追加の申し込みのために、また役場へ足を運ばなければなりません。

説明会では、質問や批判の声が多数上がり、それに対して説明者は、宿題にさせてください、要望があれば報告書に書いてください、とにかく1年やってみて、その間に皆さんの声を聞いて、変えるところは変えていきますというばかりでした。具体的に、2時間ごとではなく、1時間ごとの使用にしてはどうかという積極的な提案もありましたが、その提案に対する納得のいく回答もなく、その場で出されたさまざまな要望に真摯に答えるものではありませんでした。

2回の説明会の後、緩和された点として出されたのが、初回の申し込みは、2時間刻みで4時間まで申し込めるというものだけでした。私も説明会に出席させていただきましたが、私が今回の件にかかわって腑に落ちないのは、なぜ新たなルールをつくって、それを押しつけるのかという点です。これまで岬町の教育関係施設は、教育委員会や関係者の努力によって利用者が利用しやすい形態を保ってきたのではないのでしょうか。だからこそ、利用者の側も譲り合ったり協力したりしてきたのではないのでしょうか。なぜ今回、使用料の新たな徴収の上、さらに使用の決まりまで新たに決め、使用の制限を設けるのですか。利用者本位の運営をどのように確保するのか、お考えをお聞きします。

3つ目に、多目的公園への企業誘致について質問します。

3者の進出候補事業者のうち、養鶏業者であるアイセ・リアリティについては、現在は飼料の高騰などもあってか、昨年夏に出されると聞いていた計画書がいまだに提出されず、進出につい

ては前に進んでいないというのが現状だと聞いています。しかし、住民からは養鶏業者の進出についての関心や不安の声が引き続いて寄せられています。

先日、2月17日に、三重県伊賀市のイセ農場周辺に行き、現地での聞き取り調査を行いました。においや騒音、粉じんなどの被害がひどいとお聞きしました。岬町に進出することになれば、同じようなことが起こるのではないかと懸念されます。進出するとなれば、どのように住民生活を守るのか、お考えをお示してください。

最後に、学童保育について質問します。

かねてから学童保育の対象学年の引き上げを繰り返し求めておりますが、いまだに実現をされておられません。保護者が代がわりしても、せめて4年生まではという願いは非常に根強いものです。この声に正面からこたえるべきではないでしょうか。対象学年の引き上げについての可能性やお考えをお聞きいたします。

以上です。

辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方からは、後期高齢者医療制度のスタートに当たり、住民に混乱が生じないよう、どのような、制度運営上、努力をされるのかというご質問につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

まず、現行の老人保健医療制度が後期高齢者医療制度に改正され、本年4月からスタートいたします。この後期高齢者医療制度は、被保険者が所属する保険制度と老人保健制度との2つの制度で医療サービスが受けられる現行の制度を一本化し、府県単位で設置された広域連合が保険者として運営するほかは、病院窓口での負担割合や保険料の負担額についても大きく変わることがない制度で始まることをご理解願いたいと思います。

また、後期高齢者医療制度に関する事務につきましては、広域連合が保険者として行う事務、また府内町村が行う事務とが、法令により明確に分離されており、本町が行う事務につきましては、保険料の徴収、保険資格の管理に関する申請受け付け及び引き渡しが主な内容となっており、この医療制度内容を広報することや被保険者に対する説明会の開催などは、広域連合が保険者として、原則的に担うこととなっております。

しかし、この広域連合は、府内市町村の事務費負担の軽減を図るため、約50名以下の職員数で組織されており、府内約77万人の被保険者を対象として、きめ細やかな周知活動を行うことは極めて困難な状況にあり、府内市町村と協同で行う必要があると考えているところでございます。

こうした状況から、本町では、後期高齢者医療制度の概要を知っていただくPR用のポスター及びパンフレットを定期的に配布するとともに、被保険者が多く集まりますいきいきサロンでの出前説明会の開催などを行ってまいりました。

また、本年3月中の被保険者証の郵送や、4月に行う保険料額決定通知及び特別徴収解説書の送付に伴い、広域連合及び本町への問い合わせが多数寄せられることが予想されております。これにつきましては広域連合と関係を密にしながら、医療制度の仕組みや給付内容などを十分に説明して、円滑な制度運営に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

辻下正純議長 岡田部長。

岡田教育部長 中原議員の教育分野のご質問について、お答えいたします。

今回、町内の公共施設の利用に際しまして、利用者本位の運営をとということでございますが、今般の条例改正において、特定の利用者だけではなく、公共施設として多くの住民の皆様にご利用をいただくことも目的とさせていただいております。その中で、申請手続きにつきましても、従来の手続とは若干の変更が生じております。料金の徴収や使用の変更等に関する書面提出等による煩雑なところもございますが、何分制度を構築するためにはルールづくりが不可欠であります。公共施設の管理については、だれでも利用できる施設としては、一定のルールのもとで管理運営をしていく必要があると思っておりますので、継続してご理解をお願いしてまいりたいと存じます。

なお、今後とも利用者の皆様のご意見をいただき、住民の皆様が身近に利用できる公共施設にしていきたいと思います。

辻下正純議長 次に、事業部長、松永君。

松永事業部長 中原議員の養鶏業者の誘致を進めるに当たり、町としてどのように住民生活を守ることを担保するのかという質問に対して、お答え申し上げます。

多目的公園への企業誘致につきましては、昨年1月に進出候補事業者3社を選定したところでありますが、現時点では各事業者から進出に当たっての事業計画書の提出が行われていない状況にあります。

アイセ・リアリティの協議経過につきましては、昨年12月の空港対策跡地利用促進特別委員会でご説明させていただいておりますが、岬町への進出に当たっては、伊賀市の農場での環境対策の確立と世界的な飼料価格高騰の中で、投資環境を見きわめる必要があることを事業者から報告を受けております。

伊賀市の農場での環境問題については、地元住民、行政、事業者、3者による協議会が立ち上

げ、環境対策についての協議を行っていると聞いているところでございます。事業者からは、伊賀市の農場で住民の方に納得いただける環境対策を確立し、そのノウハウを活かした事業計画を策定すると聞いております。

町としての協議の進め方については、昨年3月の中原議員の一般質問でもご答弁させていただいておりますが、関係法令の遵守はもとより、多目的公園にふさわしい形で進出いただけるよう、事業者に対応を求めるとともに、必要に応じ、環境協定等を締結する予定といたしております。

以上でございます。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 それでは、私の方から中原議員の学童保育の対象学年の引き上げについてのご質問にお答えします。

2月1日現在の来年度の学童保育登録申請者数は、淡輪学童が定員60名のところ47名、深日学童が定員30名のところ、多奈川学童と合わせて19名となっています。

しかし、年度途中からも申し込みがふえる傾向にありますので、この余裕は安易に対象学年の引き上げをそのまま実施するというにつながらないというふうに判断しています。

本議会でも、中原議員が一般質問で、この学童保育の学年引き上げの要望がありましたし、平成18年8月には、淡輪学童の保護者代表世話人の方々が来庁されて、この対象学年の引き上げの要望がありました。当時、この要望を受けて、担当としても、この対象学年の引き上げについて検討しましたところ、やはり大変厳しい状況に陥っています財政的な問題、次に、受け入れる生徒たちのスペースの確保、これらの問題のため、簡単には対象学年の引き上げを今すぐやれるという状況ではありません。特に、一番人数の多い淡輪学童においては、定員未満の現在でも、ゆとりある保育が行うことが困難な状況であるということは、中原議員もご承知のことだと思います。

以上の状況を踏まえまして、現時点では学童保育の対象学年を引き上げることは非常に困難であるということをご理解いただきますように、お願い申し上げます。

辻下正純議長 中原議員。

中原 晶議員 再質問をいたします。

まず、1点目の後期高齢者医療制度の問題についてですけれども、答弁の中では、これは大阪府の広域連合が行うことになったということですか、実際の病院での窓口負担は変わりありませんよというようなお話がありました。また、説明会の開催についても、広域連合に責任があると、広域連合で行うものであるということが述べられ、一定地域での出前説明会のことについて

も触れられました。

まず、負担割合が変わらないと。実際、病院の窓口で後期高齢者医療制度に入るようになった方も、今まで医療費が1割負担だった方は1割負担、現役並みの所得の方は3割負担は3割負担のままだということで、それは確かに変わりはありません。そしたら、本当に何も変わらないのかということなんですけれども、いきいきサロンでの出前の説明会のことを先ほど言っておられました。私も地域の方から、そういった機会を利用して、役場の職員が出向いて、この制度について説明を行ったということは聞いております。

しかし、参加した高齢者からは、とにかく保険証が変わるということはわかったと。ほかはさっぱりわからなかったという声が聞かれたというふうに聞いています。また、その場で、わからないことがあったら役場へ聞きに来てくださいというような発言があったようですが、そのことについても、後期高齢者医療制度の対象になるような方々が、ご自身で役場へ出向くということの困難さを省みない不親切な発言であったという印象を受けたというふうに聞いております。

その説明会の中で、さまざまな資料も使って、複雑な制度について、ご苦労されて説明されたことと思いますけれども、住民の方にはほとんど伝わっていないと。特にご自分が加入されるその保険制度について、ほとんど理解をされていないというのが実態であるというふうに私は感じております。

1つ、何が変わるのかということが大事であるというふうに考えておりますけれども、保険証は、確かに保険証の名前は変わりますということで、変わらない点について、まず確認しておきたいと思っておりますけれども、実態として変わらないのは窓口での負担、先ほどご答弁のあったとおりであります。変わる点については多々ありますけれども、保険料について、まず1つ変わることが言えます。これは家族構成や所得によって異なりますので、一概に高くなる、安くなるということとは言えないわけでありまして、計算の仕方について、非常に不可解に感じる点があります。

例えば75歳以上のご夫婦という世帯があるとして、妻の場合が所得がないとします。その場合でも、均等割については世帯主の夫と同じ金額になるために、妻の所得が大変低くても、必ず均等割の負担はかぶさってくるという点であります。

もう1点、扶養家族であった場合、例えば息子さんの扶養家族であった場合ですが、息子さんと75歳以上の夫婦の世帯という場合に、75歳の夫婦の所得が低くても、均等割については世帯主の息子の所得と合算して計算されるために、夫婦2人の世帯よりも保険料が高くなると。政府は、こういった扶養家族だった方の保険料の凍結と軽減ということを決めましたけれども、こ

それはただ単に負担増を先延ばしにただけで、1年後、2年後には何倍、何十倍もの負担増になるということは変わりありません。このことは、一たん制度が始まると、2年ごとの保険料の見直しなどもあり、際限ない負担につながっていくのではないかと。そのことは目に見えていると。そういった負担増のもとに後期高齢者の方々を置くことになるということだと感じています。

それから、変わる点として、これまでは発行してこなかった資格証明書を発行するということがきちんと決められております。これまでは75歳以上の方に資格証明書を発行するということとはなかったわけですが、柔軟に対応するということは聞いておりますが、制度上、資格証明書を発行することに変わりはありません。このことも大きな違いだというふうに感じております。

それから、以上の中身での差別が行われるということについて、大きな懸念を感じております。先月、2月13日に2008年度の報酬診療の改定で決まったことですが、75歳の年齢で医療内容を差別するということをはっきりと打ち出しております。この中では、後期高齢者診察料というものを新たに設けて、糖尿病や高血圧、認知症などの慢性疾患を抱える75歳以上の高齢者を継続的、計画的に診察する主治医に対する報酬を月6,000円と定額に決めました。この報酬は患者1人につき1医療機関のみと限定をされています。実質的に、1人の患者が複数の医療機関にかかることを妨げるものとなっています。また、検査や画像診断、処置、医学療法をすべて含んで、定額で6,000円というのが原則となっています。そのことから判断できるのは、手厚い医療をした場合においても、病院としては報酬1カ月に6,000円しかもらえない。それなら、それ以上の手厚い治療は制限せざるを得ないということが考えられます。

また、終末期医療についても、75歳以上の患者だけに対する後期高齢者終末期相談支援料という名のものを新設されています。医師が回復が難しいと判断した場合に、医師と患者、家族らが終末期の診察について話し合い、その内容を記録した場合、1回に限って支払われるものであります。終末期医療については、75歳以上だけに特別の問題ではありません。どの世代にわたっても関係のある問題で、75歳以上だけに特別の診療報酬を導入するという理由はないと考えます。

また、入院、在宅についても、後期高齢者退院調整加算という、75歳以上だけの別立ての体系がつけられました。退院が困難な病気のある高齢者に、退院支援計画をつくって、退院させた病院への支払いを1,000円ふやすというものであります。これは退院が難しいということがわかっているお年寄りを退院させた病院に1,000円払うということであり、病院からのお年寄りの追い出しということに結びつきかねないということだと考えます。

これらの問題が多数あることはご承知だと思いますけれども、こういった考え方が示される中で、複数の医療機関での受診を制限されたり、手厚い医療を行う医療機関は持ち出しとなるために、医療内容の劣悪化につながりかねない問題や、退院が難しい理由がある高齢者を病院から追い出すというような内容面での差別があるということについては触れないままで、説明会では、保険証は変わりますと、名前は変わりますけれども、病院での負担の割合は変わりませんということだけを説明するというのは不親切ではないかと感じております。

説明会については、確かに広域連合50名以下と、職員が少ない中で運営されています。四十数名というふうに聞いておりますけれども。この説明会の開催について、後期広域連合のみにさせるというのは、現実は無理だというのは感じておられるところだと思います。ですので、今まで出前の説明会等してこられたということですが、よりわかりやすく親切な内容で、さらに地域ごとに説明会を町としても行っていく必要があるのではないかというふうに感じております。今後の説明についてのお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

また、今、私がお伝えしましたとおり、名前が変わるだけではない内容面でのひどい差別を起こそうとしているものについて、これは国が決めたこととはいえ、実際に被害をこうむるのは、この岬町のお年寄りの皆さんでありますから、町として、高齢者の健康を守るという視点から、町独自の保険料の軽減策を行うことや、国や大阪府の後期高齢者医療連合に対して、さらなる保険料の軽減、医療差別の起こらないように強く求めていくべきであろうかと考えますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

教育分野について、先ほどご答弁の中で、特定の利用者だけでなく、多くの皆さんに利用してもらうということが述べられました。その点については賛同するところであります。しかし、より多くの皆さんに利用してもらうと。利用の促進を図っていくということを目的としているのであれば、私の耳に入っている事柄はその考えに逆行するものではないかというふうに感じております。その内容といいますのは、例えば、ある曜日のある時間帯、2つの団体が申し込んだと、重なったという場合、抽せんを行うということになりますが、抽せんによって1つの団体の使用が決まっていたと。しかし、その団体がキャンセルということが起こった場合に、抽せんに外れた団体に知らせて、もう1つの抽せんに外れた団体に使ってもらえるようにするのかと聞いたときに、それは知らせませんというふうにお答えになったと聞いております。本気で利用の促進を図るというのであれば、1つの枠でも逃さず、利用の希望にこたえるべきではないかというふうに感じますけれども、そのことについてお考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

また、3時間しか使わない団体であっても、2時間刻みの4時間という申し込みしかできない

のが4月以降の運用であります。以前なら3時間の使用で、あいた1時間を他団体の使用の促進が図られるのに、使用の促進にこれも逆行するのではないかというような意見も寄せられています。また、より一層の促進というのであれば、現在、木曜日が休館日となっている町民体育館の木曜日の使用を思い切って考えることも手段ではないかと考えます。そのあたりについてお考えがありましたら、お示しいただきたいと思えます。

3点目の多目的公園への企業誘致のことですが、以前質問したときと状況は変わっていないということで、改めて進出するということになれば、当然、関係する法令を遵守するということが述べられ、改めて協定を結ぶということがこの場で確認されました。

しかしながら、三重県の上野市における状況については、聞き取りをしたところ、非常につらくなるような実態が聞かれたところでもあります。現地につきましても、山の中の非常に静かなところでありまして、以前まででしたら、夏は自然の風で気持ちよく静かに眠りについておられたというところが、現在では、とても窓をあけて眠ることはできないというのが実態でありました。当然、現地におきましても協定をあらかじめ結んでおりまして、数値等もきちんと示された形で決まりをつくって運営をされています。実際にその数値も守られています。しかしながら、協定を守っているにもかかわらず、そのような実態が現地では起こっているということでもありますので、もしも進出してくるということになりましたら、大阪府で決められている基準よりも厳しい基準を設けるなど、確実に住民生活への被害が及ばない約束をさせるべきではないかと考えます。その点について、いかがお考えかお示してください。

最後に、学童保育についてですが、財政面、スペースの問題等で、特に淡輪の学童保育におきましては難しい問題があるということが答弁で述べられました。先生方が日々ご苦労されていることもよく承知の上であります。しかしながら、子供たちを持つ保護者の方からの、せめて4年生まではという要望は引き続いて私のところへ寄せられています。

特に新しく町外から転入されてきた方におかれましては、親戚なども近所にいないということでも、少しでも、1年でも長く、放課後の子供の安全を見守ってほしい。また、夏休み等の長期休暇についても学童保育で指導員の先生方の安全のもとで、健やかに子供たちの成長を見守ってほしいという悲痛と言えるような願いが、私のもとへは引き続いて寄せられています。

今後も、特に淡輪については、住宅の開発も進んでいくでしょうし、このようなケースもどんどん出てくるのではないかというふうに考えております。そのときに、若い世代にも安心して子育てできるまちとして、転入者においても魅力を感じてもらえるようなまちづくりを考えていくことも大事であろうというふうに考えますし、何より子供の安全を守ることや子育てへの支援を

することは、地方自治体の責任であります。施設や定員ともに、抜本的に見直すことが強く求められているのではないかというふうに感じております。この点について、先ほどの答弁以外にお考えがありましたら、お答えください。

以上です。

辻下正純議長 白井住民部長。

白井住民部長 それでは、私の方から後期高齢者の再質問についてお答えさせていただきます。

何点かございまして、まず1点目につきましては、この制度のPR、特に制度がわかりづらい、高齢者の方に理解されていないのではないかという問題でございまして、これにつきましては、まず、制度自体の説明につきましては、先ほど申し上げたとおり、保険者である広域連合が行う必要があるわけなんですけれども、少ない職員数でやっているということもございまして、府内の市町村が協同して、この制度をPRしていかないことには、なかなかご理解いただけないのではないかとすることは十分認識しているところでございまして。

そういうところもありまして、ポスターとかパンフレットだけのPRだけじゃなく、先ほど申し上げましたとおり、いきいきサロンにおきまして、内容をかみ砕いて説明させていただくわけなんですけれども、なかなかそれもまたご理解いただけないということもございまして、具体的に、今後、保険証が郵送されてまいります。約2,500名の方が岬町におきまして予定されておりますので、そういう方々に対しての窓口の適切な対応とともに、またいきいきサロンにつきましても、来週またもう1度、淡輪でございまして、その辺のところも、きょうの内容を踏まえまして、適切な説明方法について努めてまいりたいと考えているところでございまして。

そして、保険制度の中身については余り変わらないということは申し上げたわけなんですけど、ただ、変わる点につきましては何点かご質問いただいております。まず、保険料の問題でございまして。保険料につきましては、今まででしたら、国保に入っている方については、そういう問題はないわけなんですけれども、また、保険料の高い安いの議論につきましては、さきの委員会におきましても、単身世帯については国保料金の方が安くなる。ただ、複数世帯以上につきましては、広域連合の方が、反対に高くなるという形の説明をさせていただいたところでございまして。

そしてまた、今まで社会保険の扶養者となっていた方につきましては、さきの参議院選挙の結果もございまして、2年間、特にことし、平成20年度については、また一段と中身を充実した形の特例措置を設けるということも発表されておきまして、それに伴う対応につきましても、事務処理は十分終わっているところでございまして。今後もそういうこともありまして、保険料の問題につきましては、2年ごとに改定されますけれども、その内容につきましては、十分医療

費の動向等を踏まえた上で、注意してまいりたいと考えているところでございます。

また、資格証明書の交付の件についての考え方でございますけれども、保険料の滞納があった場合、資格証明書の交付につきましては、法律によりまして、1年以上、保険料が滞納している被保険者に対しましては、資格証明書を交付することとなっております。しかしながら、この資格書を発行するかしないかについては広域連合の判断となっているわけなんですけれども、その広域連合では対象となる被保険者が高齢者であり、医療給付の必要性が高いことから、資格証明書の交付については、より厳格に審査を行い、当該年度の納付相談により納付誓約等を行い、履行を確認するなど、一定の滞納解消の努力が認められる場合については、資格書の交付対象としないという旨の対応を行っていきたいというような方向性を示しております。具体的に4月に制度が発足されるわけなんですけど、資格書の発行の対象となりますのは1年先でございますので、特に普通徴収の方が対象となると思いますので、平成21年8月以降から対象になるんではないかと考えておまして、広域連合としましては、ことしの夏ごろをめどに、具体的な基準を定めたいと、そういう方針と聞き及んでおります。

そういうこともありまして、これらの内容を踏まえた上で、徴収につきましては岬町の一部でございますので、窓口での納付相談等、個々の事情をきめ細かくお聞きしまして、その内容に沿った形で適切な対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、診療報酬の包括制、定額制の問題なんですけれども、これにつきましては、この改定につきましては、国の中央保険医療審議会が、後期高齢者医療費など、75歳以上にふさわしい後期高齢者医療報酬体系を創設することを盛り込みました改定案を厚生大臣の方に答申しております。近々、その内容等につきましては、まだ保険段階の説明会が終わっておりませんので、その内容等を踏まえた上で算段したいと、検討もしたいと思っておりますけど、この内容につきましては、国の権限等がありますし、また内容についても十分把握しておりませんので、今のこの段階ではお答えできる環境ではないということをご理解願いたいと考えております。

次に、保険料の町独自の減免のことでございますけれども、保険料の独自の減免制度につきましては、広域連合の条例によりまして規定されておまして、その対象につきましては、災害等により著しく損害が生じたときとか、また事業不振、事業の休業・廃業等により収入が著しく減少したとき等が理由といたしまして、最終に広域連合が決定するという内容となっております。その具体的な内容につきましても、今、適用基準等につきましては、広域連合の方で鋭意作業を進めていると聞いておりますので、その内容が決まりましたら、その内容を踏まえまして、岬町におきましては、窓口受け付け事務を行うこととなりますので、相談に適切に、お聞きいたしま

して、減免制度の対応については適用して、広域の方に伝えてまいりたいと考えているところ
でございます。ただ町独自の減免につきましては、現在のところ、予定しているところではござい
ません。

次に、今後、広域連合がスタートするわけなんですけど、そしたら町民の意見はどのように反映
していくのかというようなご質問の件につきましては、これにつきましては、広域連合議会に加
えまして、被保険者を初め幅広くご意見をお聞きする場として、広域連合では、後期高齢者医療
懇談会を設置する予定と聞いております。その構成につきましては、委員数約13名ぐらいを予
定しております、被保険者代表、学識経験者、その他医療保険者、医療機関及び行政機関の大
きな5分野から選出を予定しているわけなんですけども。これにつきましては、今後どのような
形で運営を行っていくのか、またどういう形で審議を行って、その意見が広域連合の今後の保険
事業運営として反映されるのか、それらについては、引き続き詳細については、広域連合を中心
として、構成する市町村で検討することになっておりますので、その内容等がわかりましたら、
また何かの機会ありましたら、議会の方でもご報告させていただきたいと考えております。

どちらにいたしましても、3月中に被保険者証が郵送されてまいりますし、また4月から9割
の方が保険料が年金から特別徴収されるという状況でございますので、それらのところを踏まえ
まして、相当相談等、またご意見があると思っておりますので、それらの内容につきましては、窓口業
務を踏まえまして、適切な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろ
しくお願い申し上げます。

辻下正純議長 岡田教育部長。

岡田教育部長 中原議員の再質問について、お答えいたします。

議員の方で3点ほど町民の皆さんから聞いているということでお示しされましたが、そのよう
な形で、いろいろなご意見をお聞かせいただいて、そして、できるだけ利用者の方が使いやすい
公共施設にしていまいりたいと考えております。

1点目の抽せんして、キャンセルを知らせるかどうかということにつきましては、そのことが
可能かどうかについて検討をさせていただきたいと思っております。今のところ、このような形で利用
者の枠と、それから空白と一覧表を体育館に張って、変更が生じた場合は、すぐに張りかえると
いうふうな形で、絶えず利用状況を町民の皆様にお知らせして、それじゃ、ここあいているんだ
ったら、この時間帯をкаろうというようなことを担当課としては考えておりました。それを実行
する予定でございますが、いただいた1つ目の意見について、対応は可能かどうか、早速検討し
てまいりたいと思っております。

それから、2点目の2時間枠ではなくて、3時間ということについてでございますが、2時間の設定をいたしましたのは、スポーツをする上で、準備から後片づけまでを含めて2時間程度が適当な時間と判断いたしました。これは近隣で体育施設を使用料金を設定している場合も多く、2時間という設定になっているということからも学んだことでございます。

そのために、例えば3時間というふうな形の申請をせずに、2時間、2時間で、例えば2時間か4時間というふうな形にしておりますために、今のところ、来年の4月の申し込みを受け付けておりますが、若干空きの時間帯も出てまいりまして、今までご利用いただいている団体プラスアルファ、多くの方々に利用していただけるのではないかとというふうに考えております。

来年の4月と申しましたが、来年度の4月でございます。来年度の4月分、ことしの4月分については、そのように空きが生まれている状況です。1こま1時間でとれるのかどうかということについても、引き続き検討してまいりますが、とりあえず来年度の分につきましては、2時間、2時間でスタートさせていただきたいと思っております。

3点目の町民体育館の木曜日の使用ということでございますが、現在は、清掃、床掃除の関係で木曜日を休館といたしております。このことにつきましては、ご意見をいただきましたので、例えば床掃除に影響が出ないような形での開館が可能かどうかということについて検討に入らせていただきます。

以上です。

辻下正純議長 松永事業部長。

松永事業部長 伊勢の伊賀農場へお越しになられたということございまして、非常に厳しい状況やというふうに、梅雨とか夏の時期に気温なり湿度の高いときは、上方から空気が地面をはうような状況になって、住宅へ入り込んで非常ににおいがするというふうなことは、私も現地でお伺いいたしました。これにつきましては、事業者が、今、伊賀市の農場で住民の方に納得いただけるように環境対策を確立するように、今、努力しているというふうにお伺いしております。

納得していただけるような状況になったノウハウを活かして事業計画を出していただけるというふうにお伺いしているのと、1点は、岬町と伊賀市では、環境のにおい指数の基準が違うというのも、もう1点ございます。そういうふうなこともございまして、そんな状況を把握した上で、当然事業計画というのはできてくるものであるというふうと考えております。

その事業計画、出てきたものをこちらの方で、岬町の多目的公園にふさわしい形で進出しているだけのような形になっているのかどうかというのは、その時点で判断しないと、事業者の考え方というのは見えてこない状況でございますので、その時点で対応できていない場合は、きちっ

と対応していただくというふうに、またこちらから申し入れをする等の判断をさせていただくというところでございます。

それで、きちっといけるというふうに判断していただけるような状況になってから進出させていただく。なおかつ、それを守っていただくために、環境協定等を締結するというようなことで考えているところでございます。

以上です。

辻下正純議長 芦田福祉部長。

芦田福祉部長 中原議員のご質問で、特に第1回目の答弁と変わった答弁ということではないんですが。

中原 晶議員 結構ですよ。

芦田福祉部長 わかりました。

辻下正純議長 中原 晶君。

中原 晶議員 申しわけなかったでしょうか。残り時間が少ないので。

まず、最後にお答えいただいた企業誘致、進出については、今後の動向を見守りたいというふうに思います。

1点目にお答えいただいた後期高齢者医療制度の問題でありますけれども、まだ内容については、細かい点、詳細については把握していない点もあるということでしたけれども、制度上のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、受けられる医療を制限することで医療費がふえるのを抑えるということであるのは明白であります。国が決めたこととはいえ、実際に被害をこうむる岬町の高齢者をどう守るのかという視点を忘れずに、今後、対応をしていただきたいと思います。

説明会について、今後も若干あるということでしたので、1点、参加された方は、私が先ほど述べた、資格証明書という言葉の意味もさっぱりわからずに参加をされています。それは当然であります。私も議員になってから初めてその言葉を知り、卑劣な資格証明書の役割の中身についても知ったという次第ですので、こういう言葉についても一つ一つ吟味して、丁寧な説明をしていただきたいと思いますということを申し上げておきたいと思います。

それから、町独自の減免等については、現時点では考えていないということでありましたけれども、これはまた引き続いて、私は求めていきたいところであるというふうに考えております。意見だけ申し上げておこうと思います。

教育委員会の社会教育施設の新たなルールの問題であります。先ほど、何点かについては検

討するということでありましたので、利用者にできるだけ利用しやすい、そのために力を尽くしていただく方向で検討を進めていただきたいと思います。この件に関しては、この計画の具体化の着手がおくれたことについて、若干の事情があったようで、そのことについても聞き及んでおりますけれども、そのおくれをこのような突然のルールへの押しつけという形で利用者の皆さんに押しつけるというのは、私は言語道断であるというふうに感じている次第であります。

一体今までの運営で何が不都合があったのかということが、今に至りましても腑に落ちない点であります。不適切な利用があったとすれば、それをその都度正しい協力を求めていくのが教育委員会の役割であるというふうに感じていますが、いろいろ聞かせてもらっている中では、それを誠実に行ってきたとは思えないのが実情であります。教育委員会が不適切と判断をし、それを正す働きかけを行った上、無理やり新しいルールを押しつけてきたというふうな印象しか受けておりません。

社会教育施設は住民の利用に供してこそ、各施設設置の目的が達成されるもので、住民の皆さんに利用してもらってこそ価値があると。このことは条例や規則でも設置の目的でもそのことがうたわれております。4月からの新しい決まりについては、住民に利用の制限を押しつけるもので、各施設の設置の目的や趣旨に相反するものであるというふうと考えております。

先ほど、さまざま検討されるということを申し上げられましたが、もう時間がありませんので、1つ質問したいんですが、2時間で区切ったというスポーツ関係の施設についての時間を区切ったことについてですけれども、2時間で区切るという上に、さらに時間帯を決めると。9時から11時、11時から1時、1時から3時というふうに時間帯を区切って、その時間帯しか利用できないと。例えば10時から12時の利用はできないというふうにされたのが、また1つ大きな疑問であります。

この点も含めまして、また毎回の使用に当たって、報告書を利用者に提出していただくということでもありますので、その報告書の中に書かれた要望ですとか、日々、教育委員会に寄せられている要望をよくお聞きいただいて、より柔軟に運用を図っていただきたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 中原 晶君の質問が終わりました。

辻下正純議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。

(「議長、済みません。最後のところ、理事者側で答弁することがあれば、時間あげたらどうです

か。よければいいんですけど」と鍛冶議員呼ぶ)

辻下正純議長 時間2分あるな。

(「一方通行になるでしょう、3点目の質問」と鍛冶議員呼ぶ)

辻下正純議長 中原議員、今の答え欲しいの。要望。

(「そうじゃないですよ。私言うてるのは、3度目の質問は一方通行になっていますんで、それに対して理事者側の答弁がなければ、インターネットで流れますんで、そのとおりになると思うんですよね。そういう点で理事者側の答弁はいいのかなということです」と鍛冶議員呼ぶ)

辻下正純議長 谷本議員。

谷本 貢議員 議会運営委員会において、時間いっぱいまで質問すると理事者側の答弁ができないということ、だから、早い目に質問を切り上げるか、もしくは今、副議長が言うたように、時間いっぱいになっても、議長の判断によって理事者側の答弁をしていただくということで決まりましたんで、それでそういうことを言うてるわけです。

辻下正純議長 中原議員、要望にかえるんか、それとも答弁求めているんですか。

中原 晶議員 答弁があれば。

(「3度目の質問で終わりですから、中原議員の質問に答える必要はないんですよ。けども、理事者側で一方通行になっていますから、やはり言いたいことがあれば、こういうことですよという説明が要ると思うんです」の鍛冶議員呼ぶ)

辻下正純議長 岡田部長。

岡田教育部長 中原議員の質問にお答えいたします。

最後の教育については質問というふうにおっしゃいましたので、教育の方からお答えさせていただきます。

2時間の枠ということについては、先ほども申しましたように、より多くの利用者に利用してもらうために9時から11時、ところが、ある団体は10時から12時使いたいという場合は、9時から10時という時間帯が活用されないということですので、できるだけ多くの住民の方に利用していただきたいということで、2時間で切ったということは、時間帯もそのように決めたとということをご理解いただきたいと思います。

それから、今回の改定に伴いまして、12月議会で議決をいただいた上、それぞれの規則を定めていくというのは、予定どおりの行動でございまして、何か作業としておこなっているとか、あるいはおこなったことによってルールを押しつけるというようなことはございませんので、新たに料金を徴収するために、新たなルールをご提案して、そして説明会等で周知をさせていただいて

いるということでございまして、これについては4月からの利用にあわせて、予定どおり進めている事柄でございますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、次の会議は、明日、3月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さんでございました。

(午後3時15分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年3月4日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 岡 本 重 樹

議 員 辻 下 文 信